

知的財産法の諸条項の改正及び補足に係る法律

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、

国会は、法律第 36/2009/QH12 号及び法律第 42 /2019/QH14 号により一部の改正及び補足がされた知的財産法第 50/2005/QH11 号の諸条項を改正、補足する法律を公布する。

第 1 条. 知的財産法の諸条項の改正及び補足

1. この法律の第 4 条の一部の改正及び補足をする。

- a) 同条 8 項、9 項及び 10 項を改正、補足する。同条 10 項の次に 10a、10b、10c 及び 10d を加える。同条 11 項の改正及び補足をし、同項の次に 11a を加える。

「8. 二次的著作物とは、一又は二以上の既存の著作物に依拠し、翻訳、改作、編集、注釈の付記、精選、変形、編曲、その他の翻案によって創作した著作物をいう。

9. 公表著作物、録音、録画とは、なんらかの方式により適切な量でその著作物の複製物を公衆に提供するために、著作権所有者、隣接権所有者の同意を得て、公開されている著作物又は録音、録画をいう。

10. 複製とは、態様又は形態の如何を問わず、一定の著作物又は録音、録画の一部又は全部の複製物を作成することをいう。

10a. ロイヤルティとは、著作物、実演、録音、録画若しくは放送番組の創作、又はその著作権若しくは隣接権の譲渡に対して支払う金銭で、著作権の利用料及び報酬を含む。

10b. 権利を保護する技術的手段とは、通常操作中に著作権所有者又は隣接権所有者の同意を得ずに利用する行為からその権利を保護する主な機能を有するなんらかの手段、テクノロジー、デバイス又は部品を用いる手段をいう。

10c. 効果的な技術手段とは、著作権所有者又は隣接権所有者がアクセス制限付きアプリ、セキュリティ対策又は複製管理のメカニズムによって著作物、実演、録音、録画、放送番組、暗号化されている番組を搬送する衛星信号の利用を管理する際に用いる権利保護の技術的手段をいう。

10d. 権利管理情報とは、著作物、実演、録音、録画、放送番組、暗号化されている番組を搬送する衛星信号に係る情報、その著作者、実演者、著作権所有者及び隣接権所有者に係る情報、その利用条件、並びにその情報を表わす数字又は符

号をいう。この権利管理情報は、著作物の複製物に付され、又は著作物の公衆への伝達に際して当該著作物、実演、録音、録画、放送番組とともに伝達されなければならない。

11. 放送とは、無線手段により、著作物、実演、録音、録画若しくは放送番組の音響又は映像、音響及び映像、音響又は映像の再現、音響及び映像の再現を公衆へ伝達することをいい、衛星により伝達すること、暗号解読手段が放送機関により又は放送機関の同意をもって公衆に提供される場合における暗号化された信号を搬送することも含む。

11a. 公衆への伝達とは、放送のほか、その他手段の如何を問わず、著作物、実演、の音響、映像、録音、録画に固定された音響、映像又はその音響、映像の再現を公衆に伝達することをいう。」

b) 同条 12 項の次に 12a 項を加え、同条 13 項を改正、補足する。

「12a. 秘密の発明とは、権限のある機関又は組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう。

13. 工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩若しくはそれらの組合せにより表現された製品、又は複合製品の組立部品の外観であり、その製品又は複合製品を使用する際に見える外観をいう。」

c) 同条 2 項を改正、補足する。

「20. 周知商標とは、ベトナムの領土全域にわたって関係する公衆の一部に広く知られている商標をいう。」

d) 同条 22 項を改正、補足し、同条 22 項の次に 22a 項を加える。

「22. 地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国からの製品の地理的原産地を表示するために使用される標識である。」

22a. 同音の地理的表示とは、同じ発音のし方、又は書き方を有する地理的表示を指す。」

2. 第 7 条 2 項を改正、補足する。

「2. 知的財産権の行使は、国益、公益、組織及び個人の合法的な権利並びに利益を侵害してはならず、関連法令に定めるその他の規定に違反してはならない。ベトナム社会主義共和国の国旗、国章及び国歌に係る知的財産権を行使する組織及び個人は、国旗、国章及び国歌の普及並びに使用を制限又は防止してはならない。

3. 第 8 条 2 項及び 3 項を改正、補足する。

「2. 経済社会の発展に貢献し、国民の物質的及び精神的な生活を向上させることを目的とし、法令に従った経済的支援、税制優遇、金融その他の支援及び投資活動の優遇を通じて、創造活動及び知的財産の使用を促進する。

3. 公益のために知的財産権の創作、受領、譲渡及び利用に経済的支援を行い、国内外の組織及び個人の行う創作活動の後援及び知的財産権の保護を奨励する。」

4. この法律の第 II 部第 I 章第 1 節における第 13 条の前に第 12a 条を加える。

「第 12a 条. 著作者、共同著作者

1. 著作者とは、著作物を直接に創造した者をいう。二人以上の者が、その者の寄与を組み合わせることで完成した著作物を作り出す趣旨で、著作物を直接に創作した場合、その者は、共同著作者という。

2. 他人の著作物の創作中において、その者を支援し、意見を交換し、又は資料を提供した者は、共同著作者ではない。

3. 共同著作者による著作物に関する人格権及び財産権の行使は、共同著作者の合意により行われる。ただし、他の共同著作者の部分を害することなく、その著作物から一部を分離して個別に利用することができる場合、又は他に法令に他の規定がある場合は、この限りでない。」

5. 第 19 条、第 20 条及び第 21 条を改正、補足する。

「第 19 条. 人格権

人格権は、以下の権利を含むものとする。

1. 著作物への命名

著作者は、本法の第 20 条 1 項に定める財産権を譲り受けた組織又は個人に著作物を命名する権利を譲渡することができる。

2. 実名又は筆名を著作物に入れること。その著作物が公表され又は利用されるときに、実名又は筆名を掲載させること。

3. 著作物を公表し、又は他人に著作物の公表を委任すること。

4. 著作物の完全性を保護し、他人による改作を禁止すること。著作者の名誉及び威信を害するような他人による著作物の如何なる修正又は歪曲も許さないこと。

第 20 条. 財産権

1. 財産権は、以下の権利を含むものとする。

a) 二次的著作物を創作すること。

b) 公衆に著作物を直接に実演すること、又は録音、録画若しくはなんらかの技術的方法で公衆が自由に選ぶことはできないがアクセスできる場所において間接に実演すること。

c) 直接又は間接になんらかの手段又は方式で著作物の全部又は一部を複製すること。ただし、本条 3 項 a 号で定める場合は、この限りでない。

d) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって有形固定の著作物の原作品又は

複製物を頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条3項a号で定める場合は、この限りでない。

- dd) 有線、無線、電子情報ネットワーク又はなんらかのその他の技術的な手段により公衆に著作物を放送し、伝達すること。公衆が実演の場所及び時間を定めることができる方式で著作物を提供することを含む。
- e) 映画又はコンピュータープログラムの原作品又は複製物を貸し渡すこと。ただし、コンピュータープログラムが貸し渡しの主な対象ではない場合は、この限りでない。

2. 本条1項に定める権利は、著作者、排他的著作権の所有者によって行使され、又はこの法律の定めに基づいて当該所有者の許可を得た他の組織又は個人によって行使されるものとする。

本法の本条1項及び第19条3項に定める権利の一若しくは二以上又はすべての権利を行使及び使用するとき、組織及び個人は、著作権所有者の許可を得て、著作権所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。二次的著作物の創作が本法の第19条4項に定める人格権を害する場合、書面で著作者の同意を得なければならない。

3. 著作権所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。

- a) この法律に基づいて他の権利を行使するために著作物を複製すること、又は通信事業者を通じた第三者間のネット上の伝達のための仕組みの作動中の技術的な手順に従って一時的に複製すること、又はスタンドアローン方式の複製が自動的に消去されて保存のできない方式で著作物を経済的な目的以外で合法的に利用すること。
- b) 著作権所有者が実演し又は頒布を許可した著作物原作品又は複製を再頒布すること及び頒布のために輸入すること。

第21条. 映画の著作物、演劇の著作物に対する著作権

1. 映画の著作物に対する著作権は、以下の定めるところによる。

- a) 脚本家及び監督は、本法の第19条1項、2項及び4項に定める権利を有する。
- b) カメラマン、編集者、作曲家、美術デザイナー、音響系、照明系、ハイテク担当者、俳優及び映画の著作物に関する創造的仕事を行うその他の者は、本法の第19条2項に定める権利を有する。
- c) 映画の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、法の第19条3項及び第20条1項に定める権利の所有者とする。ただし、本項のa号及びb号に定める者との契約に基づいてロイヤルティその他の経済的利益（もしあれば）を支払う義務を規定する別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。

- d) 映画の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、著作物の命名とその改変について、本項の a 号に定める者と合意することができる。
- dd) 映画の脚本又は音楽の著作物を個別に利用する場合、その脚本又は音楽の著作者又は著作権所有者は、その脚本又は音楽について著作権を個別に行使することができる。ただし、別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。

2. 演劇の著作物に対する著作権は、以下の定めるところによる。

- a) 演劇の脚本の著作者は、本法の第 19 条 1 項、2 項及び 4 項に定める権利を有する。
- b) 文学作品の著作者、音楽作品の著作者、舞台監督、音楽監督、振付師、舞台デザイナー、衣装デザイナー及び演劇の著作物に関係する創造的仕事を行うその他の者は、本法の第 19 条 2 項に定める権利を有する。
- c) 演劇の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、本法の第 19 条 3 項及び第 20 条 1 項に定める権利の所有者とする。ただし、別段の書面による合意がある場合は、その限りでない。本項の a 号及び b 号に定める者との契約に基づいてロイヤルティその他の経済的利益（もしあれば）を支払う義務を規定する別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。
- d) 演劇の著作物の製作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、著作物の命名とその改変について、本項の a 号に定める者と合意することができる。
- dd) 演劇の脚本又は音楽の著作物を個別に利用する場合、その脚本又は音楽の著作者又は著作権所有者は、その脚本又は音楽について著作権を個別に行使することができる。ただし、別段の書面による合意がある場合は、この限りでない。」

6. 第 22 条 1 項を改正、補足する。

「1. コンピュータープログラムとは、コマンド、コード、ダイアグラムなどの形態で表示される 1 揃の命令であり、プログラミング言語で動く媒体又は設備にインストールされると、コンピューター又は設備により一定の成果を達成できるようにするものをいう。コンピュータープログラムは、ソース・コードにより表現されるか又はオブジェクト・コードにより表現されるかに拘らず、文学的著作物として保護される。

コンピュータープログラムの著作者及び著作権所有者は、そのプログラムの修正及び更新について書面で合意する権利を有する。コンピュータープログラムの複製物を適法に利用する権利を有する組織及び個人は、その複製物が削除、破損、又は利用不能になる場合の交換用に複製物を一つ作成することができるが、他の組織や個人にその

複製物を引き渡してはならない。」

7. 第 25 条を改正、補足する。第 25 条の次に第 25a 条を加える。第 26 条を改正、補足する。

「第 25 条. 著作権侵害にならない例外

1. 次のような公表著作物の利用にあたっては、許可を要せず、ロイヤルティの支払いを要しないが、著作者の名称及びその著作物の出所に関する情報を提供しなければならない。

- a) 営利を目的とせず、科学的研究及び私的研究の目的で一つ複製すること。ただし、複製設備を利用する場合には、この規定を適用しない。
- b) 営利を目的とせず、科学的研究及び私的研究の目的で、複製設備を利用して著作物の一部について合理的な範囲で複製すること。
- c) 教育の目的で、講演、出版物、実演、録音、録画及び教育番組を合理的な範囲で例示のために著作物を利用すること。これには、当該著作物を利用することができる者が受講者及び講師に限ることを保証するための技術的手段を実施することを条件として、内部のコンピューターネットワークにより提供されることも含まれる。
- d) 国家機関の公務執行において著作物を利用すること。
- dd) 評釈、紹介若しくは例示する目的で自分の著作物において、又は新聞記事、定期刊行物、放送番組及びドキュメンタリーといった著作物において、著作者の意図を誤解させることなく、著作物を合理的な範囲で引用すること。
- e) 営利を目的とせず、図書館の業務において著作物を利用すること。これには図書館で保存する目的で著作物の複製を作成することが含まれるが、図書館と記録に係る法律に基づいてその複製物について保存用複製物であることを明記し、アクセスの対象を制限しなければならない。科学的研究及び私的研究の目的で、複製設備を利用して著作物の一部について合理的な範囲で複製すること。コンピューターのネットワークを通じて複数の図書館相互で利用するために保存されている著作物については、複製又は発信することができる。同時に利用する人数が当該図書館で保存されている複製物の数を越えない範囲に限られるが、その権利所有者の許可を得た場合、及びその著作物が市場において電子版で提供された場合には、この限りでない。
- g) 営利を目的とせず、文化振興集会又は宣伝キャンペーンにおいて、演劇、音楽、舞踊及びその他の芸術著作物を実演すること。
- h) 営利を目的とせず、紹介の目的で、既に公表展示された美術作品、建築物、写真及び応用美術の著作物を写真撮影又はテレビ放送すること。
- i) 営利を目的とせず、個人利用の目的で他人の著作物の複製を輸入すること。
- k) 新聞、定期刊行物での掲載、放送又はその他の公衆へのコミュニケーション

の手段において、講演、スピーチ、その他公衆に対してなされた言論について、ニュース配信の目的で適切な範囲で複製をすること。ただし、著作者が権利を主張する場合を除く。

- l) 一定のイベントで録音、録画された著作物を利用する場合を含め、ニュース配信を目的として、当該イベントにおいて写真撮影、録音、録画、放送をすること。
- m) 視覚障害者、印刷物の読み取りができない障害者及び通常の方法で著作物の読み取りができない他の障害者（以下「障害者」という）、障害者の養護者及び政府により定められた条件を満たした組織が、本法の第 25a 条に定める著作物を利用すること。

2. 本条 1 項の規定による著作物の利用は、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者又は著作権所有者の合法的な利益を不当に害してはならない。

3. 本条 1 項に定める複製は、建築物、美術作品、コンピュータープログラム、アンソロジーには、適用がない。

4. 政府は、本条の詳細を定める。

第 25a 条. 障害者向けに著作権侵害としない例外

1. 障害者、障害者の養護者は、著作物の原作品又は複製物を合法的に利用することができる場合、かかる著作物を複製し、実演し、利用しやすい形式に変換することができる。利用しやすい複製物とは、一定の障害者向けの方式又は形式で表示される著作物の複製物をいう。その場合、当該複製物については、個人利用の目的のみで利用し、障害者とその著作物を利用できるように、適切かつ必要な技術的修正をすることができる。

2. 政府により定められた条件を満たした組織は、営利を目的としないで著作物の原作品又は複製物を合法的に利用することができる場合、利用しやすい複製物を作成し、その複製物の頒布、実演、伝達をすることができる。

3. 政府により定められた条件を満たした組織は、著作者の許可を得ずに、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に定める適切な組織にその利用しやすい方式の複製物の頒布又は伝達をすることができる。

4. 政府により定められた条件を満たした組織は、利用しやすい複製物の頒布又は伝達の前に、障害者以外の者が当該複製物を利用することについて知らず、又は知る方法がないことを条件として、著作者の許可を得ずに、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に基づいて海外在住の障害者にこれを頒布又は伝達することができる。

5. 障害者、障害者の養護者、政府により定められた条件を満たした組織は、著作者の許可を得ずに、障害者の利益を理由として、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に定める適切な組織から利用しやすい複製物を輸入することができる。

6. 政府は、本条の詳細を定める。

第 26 条. 著作権の制限

1. 公表著作物の利用は、次に掲げる場合は、許可を要しないものの、ロイヤルティを支払い、著作者の名称及びその著作物の出所に関する情報を提供しなければならない。

- a) 放送組織は、著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物を、広告等なんらかの形態による資金提供を受けて放送するとき、許可を要しないものの、利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。ロイヤルティの水準及び支払方法は、当事者間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。

放送組織は、公表著作物、著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物を、広告等なんらかの形態による資金提供を受けずに放送するとき、許可を要しないものの、政府の定めに基づいて利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。

- b) 著作権所有者の許可を得て営利を目的として録音、録画に固定されている公表著作物については、営業及び商業活動で当該録音、録画を利用する組織及び個人は、許可を要しないものの、合意によって利用の時点から著作権所有者にロイヤルティを支払わなければならない。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。政府は、本項でいう営業及び商業活動についてその詳細を定める。

2. 本条1項の規定による著作物の利用は、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者又は著作権所有者の合法的な利益を不当に害してはならない。

3. 著作物の利用に係る本条1項の規定は、映画については、適用しない。

4. ベトナムの組織及び個人は、法令の定めに従って、外国語からベトナム語に著作物を翻訳する権利、並びに営利を目的とせず教育及び研究の目的で複製する権利について、発展途上国向けの優遇措置を受けるものとする。かかる法令の定めは、ベトナム社会主義共和国が締結した国際条約を遵守していなければならない。

5. ベトナムの組織及び個人の公表著作物の利用を希望している組織及び個人は、著作権所有者を特定できない場合、又は見つけることができない場合、政府が定めるところによるものとする。」

8. 第28条を以下のとおり改正、補足をする。

「第28条. 著作権の侵害行為

1. 本法の第19条で定める人格権を侵害すること。
2. 本法の第20条で定める財産権を侵害すること。
3. 本法の第25条、第25a条及び第26条で定める義務を履行しなかったこと、又は不完全履行をしたこと。
4. 本条及び本法の第35条で定める行為をするために、著作者及び著作権所有者が自らの著作物を保護する目的で適用した効果的な技术手段を意図的に解除すること、又

は無効にすること。

5. 一定の設備、製品、部品又はサービスが著作権を保護する効果的な技術手段を無効にするために製造若しくは利用をされることを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、営利を目的として、その設備、製品、部品又はサービスの製造、頒布、輸入、発売、販売、宣伝、広告、マーケティング、貸渡又は保有をすること。

6. 権利管理情報の削除又は変更が法律の定める著作権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、著作者又は著作権所有者の許可を得ずに、権利管理情報を意図的に削除すること、又は不正に変更すること。

7. 権利管理情報が著作権所有者の同意を得ずに、不正に削除若しくは変更されたことを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、又はその削除若しくは変更が法律の定める著作権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有することにも拘らず、当該著作物の複製物を意図的に頒布すること、それを頒布するために輸入すること、それを放送、伝達又は公衆へ提供すること。

8. 本法の第 198b 条 3 項の定める通信事業者の責任免除の条件を満たしていないこと、又はその一部のみを満たしたこと。」

9. 本法の第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条及び第 33 条を改正、補足する

「第 29 条. 実演者の権利

1. 実演者は、この法律の規定に基づいて自らの実演に対して人格権及び財産権を有する。

実演者は、実演に対する権利の所有者でない場合、本条 2 項で定める人格権を有する。実演に対する権利の所有者は、本条 3 項で定める財産権を有する。

2. 人格権は、次に掲げるものを含むものとする。

- a) 実演するとき、録音、録画を頒布するとき、実演を放送するとき、その者の名称を表示させること。
- b) その者の実演形象を保護し、不正な改作を禁ずること。実演者の名誉及び威信を害する他人による著作物の如何なる形態による変形、歪曲を禁ずること。

3. 財産権は、次に掲げる権利を自ら行使すること、又はその行使を他の組織又は個人に委任することを含む。

- a) 自分の実演を録音、録画に固定すること。
- b) 録音、録画に固定されている自分の実演の一部又は全部について、直接に又は間接になんらかの手段又は方式により複製すること。ただし、本条 5 項 a 号で定める場合は、この限りでない。
- c) 公衆がアクセスできる方式により公衆に未固定の実演を放送又は伝達すること。当該実演が放送を目的とする場合には、この限りでない。

- d) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって当該実演の原作品又は有形固定の複製物を頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条5項b号で定める場合は、この限りでない。
 - dd) 営利を目的として、当該実演の原作品又は録音、録画に固定されている複製物を、実演者によって頒布された後、又は実演者の許可を得た上で頒布された後に、公衆に貸渡すこと。
 - e) 固定されている実演を公衆に対して放送し、伝達すること。公衆が定めた場所及び時間においてアクセスできる方式により固定されている実演を公衆に対して提供することを含む。
4. 組織及び個人は、本条3項に定める一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該実演に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条5項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。
5. 実演に対する権利の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。
- a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該実演を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、録音、録画に固定されている実演を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
 - b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布するための輸入。

第30条. 録音、録画製作者の権利

1. 録音、録画製作者は、次に掲げる権利を自ら行使し、又は他の組織若しくは個人にその行使を委任することができる。
- a) なんらかの手段又は方式により当該録音、録画の一部又は全部を複製すること。ただし、本条3項a号に定める場合は、この限りでない。
 - b) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって当該録音、録画の原作品又は有形固定の複製物を公衆に頒布し又は頒布のために輸入すること。ただし、本条3項b号で定める場合は、この限りでない。
 - c) 営利を目的として、当該録音、録画の原作品又は複製物を公衆に貸し渡すこと。製作者によって頒布された後、又は製作者の許可を得た上で頒布する場合を含む。
 - d) 公衆に対して当該録音、録画を放送し、又は伝達すること。この場合、公衆が定められた場所及び時間においてアクセスできる方式により固定されている当該実演を提供する場合を含む。
2. 本条1項に定める一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該録音、

録画に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。

3. 録音、録画に対する権利の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。

- a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該録音、録画を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、当該録音、録画を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
- b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布をするための輸入。

第31条. 放送組織の権利

1. 放送組織は、次に掲げる権利を自ら行使し、又は他の組織若しくは個人にその行使を委任することができる。

- a) 自分の放送番組の放送又は再放送をすること。
- b) なんらかの方式により直接に又は間接に固定されている自分の放送番組の全部又は一部を複製すること。ただし、本条3項a号に定める場合は、この限りでない。
- c) 自分の放送番組を固定すること。
- d) 販売又はその他の所有権譲渡の方式によって有形固定の自分の放送番組を公衆に頒布し、又は頒布のために輸入すること。ただし、本条3項b号で定める場合は、この限りでない。

2. 本条1項に定める一若しくは二以上又はすべての権利を行使する場合、当該放送番組に対する権利の所有者の許可を得て、法律の規定により、法律に規定がないときは合意により、権利の所有者にロイヤルティその他の経済的な利益（もしあれば）を支払わなければならない。ただし、本法の本条3項、第25条、第25a条、第26条、第32条及び第33条で定める場合は、この限りでない。

3. 放送番組の所有者は、他の組織又は個人による次に掲げる行為を妨げることができない。

- a) 本法に基づく他の権利を行使するために、当該放送番組を複製すること。通信事業者を通じて第三者間のネットワークにおいて伝達するための装置の作動の技術的な過程で一時的に複製すること。又は、当該放送番組を合法的に利用すること。いずれの場合も、独立の営利目的を持たず行われ、複製物が自動的に削除され、復元不可能になるときに限られる。
- b) 頒布する権利の所有者により、又はその者の委任を受けて行われる、実演の原作品及び固定された複製物の再頒布及び頒布するための輸入。

第 32 条. 隣接権侵害にならない例外

1. 公表されている実演、録音、録画及び放送番組の利用にあたり、次に掲げる場合は、許可の申請又はロイヤルティの支払いを要しないものの、当該実演、録音、録画及び放送番組に関する情報を提供しなければならない。

- a) 営利を目的とせず、教育の目的又はニュース通信の目的で当該実演の一部を直接に録音又は録画すること。
- b) 営利を目的とせず、科学的研究又は私的研究の目的で当該の実演、録音、録画、又は放送番組の一部を自分で複製すること、又は障害者を支援して複製物を作成すること。
- c) 営利を目的とせず、私的研究の目的で当該実演、録音、録画又は放送番組の一部を正当に複製すること。ただし、当該実演、録音、録画又は放送番組が教育の目的で公表されている場合は、この限りでない。
- d) ニュース通信の目的で正当な引用をすること。
- dd) 放送権を有するとき、放送組織が、放送の目的で暫定的な複製をすること。

2. 本条 1 項の規定による当該実演、録音、録画又は放送番組の利用は、その実演、録音、録画又は放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、実演者、録音、録画製作者又は放送組織の合法的な利益を不当に害してはならない。

3. 政府は、本条の詳細を定める。

第 33 条. 隣接権の制限

1. 公表されている録音、録画の利用にあたり、次に掲げる場合は、許可の取得を要しないものの、ロイヤルティを支払い、当該録音、録画に関する情報を提供しなければならない。

- a) 営利を目的とする広告等なんらかの形態により資金提供を受けて公表されている録音、録画を放送する場合、許可を要しないものの、利用の時点から実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。ロイヤルティの水準及びその支払方法は、当事者間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。

営利を目的とする広告等と違い、なんらかの形態による資金提供を受けずに、公表されている録音、録画を放送する場合、許可を要しないものの、政府の定めに基づいて利用の時点から実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。

- b) 営利を目的として営業及び商業活動で公表されている録音、録画を利用する場合、許可を要しないものの、合意によって利用の時点から当該実演者、製作者又は放送組織にロイヤルティを支払わなければならない。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。政府は、本項に定める営業及び商業活動についてその詳細を定める。

2. 本条 1 項の規定による録音、録画の利用は、当該実演、録音、録画及び放送組織の

通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、実演者、製作者及び放送組織の合法的な利益を不当に害してはならない。

3. ベトナムの組織又は個人により公表されている録音、録画の利用を希望している組織又は個人は、隣接権所有者を特定できない場合、又は見つけることができない場合、政府が定めるところによる。」

10. 第 35 条を改正、補足をする。

「第 35 条. 隣接権の侵害行為

1. 本法の第 29 条に定める実演者の権利を害すること。
2. 本法の第 30 条に定める録音、録画製作者の権利を害すること。
3. 本法の第 31 条に定める放送組織の権利を害すること。
4. 本法の第 32 条及び第 33 条に定める義務を履行しないこと、又はその不完全履行をしたこと。
5. 本条及び本法の第 28 条で定める行為をするために、隣接権所有者が自分の権利を保護する目的で適用した効果的な技術手段を意図的に解除すること、又は無効にすること。
6. 一定の設備、製品、部品又はサービスが隣接権を保護する効果的な技術手段を無効にするために製造若しくは利用をされることを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、営利を目的として、その設備、製品、部品又はサービスの製造、頒布、輸入、発売、販売、宣伝、広告、マーケティング、貸渡又は保有をすること。
7. 権利管理情報の削除又は変更が法律の定める隣接権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、隣接権所有者の許可を得ずに、権利管理情報を意図的に削除すること、又は不正に変更すること。
8. 権利管理情報が隣接権所有者の同意を得ずに、不正に削除若しくは変更されたことを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、又はその削除若しくは変更が法律における隣接権の侵害行為を誘発、助長、促進若しくは隠匿することを知り又は知る根拠を有するにも拘わらず、当該実演、固定されている実演の複製物、録音、録画又は放送番組を意図的に頒布すること、それを頒布するために輸入すること、その放送、伝達又は公衆への提供をすること。
9. 一定の設備又はシステムが暗号化されている番組を搬送する衛星信号の違法解読をすること、又はその違法解読を補助することを知り、又は知る根拠を有するにも拘わらず、その設備又はシステムの製作、組立て、変形、頒布、輸出入、発売、販売又は貸渡をすること。
10. 合法的な頒布者の許可を得ずに、暗号化されている番組を搬送する衛星信号を意図的に記録すること、又は解読済みの信号を頒布すること。
11. 本法の第 198b 条 3 項の定める通信事業者の責任免除の条件を満たしていないこと、又はその一部のみを満たしたこと。

11. 第 36 条の改正、補足をする。

「第 36 条. 著作権所有者

著作権所有者とは、本法の第 19 条 3 項及び第 20 条 1 項に定める権利の一若しくは二以上又はすべてを有する組織又は個人をいう。」

12. 第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条を改正、補足する。また、第 II 部の第 III 章における第 44 条の次に第 44a 条を加える。

「第 41 条. 著作権所有者が譲受人である場合

1. 一定の契約に基づいて、本法の第 19 条 3 項及び第 20 条 1 項に定める権利の一若しくは二以上又はすべてを譲り受けた者は、当該著作権の所有者となる。
2. 匿名の著作物については、その著作物を管理している者、又は著作権を譲り受けた組織又は個人が、著作者又は共同著作者を確定できるときまで、所有者の権利を有する。著作者又は共同著作者が確定できた場合、当該著作権の所有者、その著作物を管理しているか、又は著作権を譲り受けた組織又は個人の権利義務については、本条及び他の関連法令に定めるところによる。

第 42 条. 著作権及び隣接権の所有者が国家である場合

1. 国家は、次に掲げる場合、著作権及び隣接権の所有者の代理人とされる。
 - a) 一定の機関が国家予算を使って、当該著作物、実演、録音、録画及び放送番組の発注、入札をした上で、創作された場合
 - b) 著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者が、国家に対して当該著作物、実演、録音、録画又は放送番組を譲渡した場合
 - c) 保護期間中の著作物であって、当該著作権の所有者、隣接権の所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者が、相続人なしに死亡した場合、相続人が当該権利を放棄したこと、又は相続人の欠格になった場合
2. 国家は、次に掲げる場合、著作権及び隣接権を管理するものとする。
 - a) 一定の著作物、実演、録音、録画又は放送番組であって、当該著作物の著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者を見つけない場合、又は確定することができない場合。
 - b) 匿名の著作物は、当該著作物の著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者又は隣接権の共同所有者が見つかるまで、国家によって管理される。ただし、本法の第 41 条 2 項に定める場合は、この限りでない。
3. 国家予算を使って、著作物、実演、録音、録画又は放送番組の発注、入札をした機関は、本条 1 項 a 号に定める場合、国家を代表して、著作権所有者及び隣接権所有者の権利を行使するものとする。

著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、本条 1 項 b 号、c 号及び本条 2 項に定める場合、国家を代表して、著作権所有者及び隣接権所有者の権利を行使するものとする。

4. 政府は、本条 1 項及び 2 項の詳細について定める。本条 1 項及び 2 項に定める場合のロイヤルティの水準及びその支払方法を定める。

第 43 条. 公共の著作物、実演、録音、録画、放送番組

1. 本法の第 27 条 2 項に従って保護期間が満了した著作物及び本法の第 34 条に従って保護期間が満了した実演、録音、録画及び放送番組は、公共のものとする。

2. すべての組織及び個人は、本法及び他の関連法令で規定されている著作者及び実演者の人格権を尊重した上で、本条 1 項に定める著作物、実演、録音、録画及び放送番組を利用することができる。

3. 政府は、公共の著作物、実演、録音、録画及び放送番組の利用についてその詳細を定める。

第 44 条. 隣接権所有者

1. 隣接権所有者は、次に掲げる者を含むものとする。

- a) 実演を行うために、自分の時間、資金並びに物質的及び技術的設備を投資した実演者は、当該実演に対する権利の所有者となる。ただし、関連する他の者との間で別段の合意がある場合は、この限りでない。
- b) 録音、録画を製作するために、自分の時間、資金並びに物質的及び技術的設備を投資した製作者は、当該録音、録画に対する権利の所有者となる。ただし、関連する他の者との間で別段の合意がある場合は、この限りでない。
- c) 放送組織は、自分の放送番組に対する権利の所有者となる。ただし、関連する他の者との間で別段の合意がある場合は、この限りでない。

2. 組織は、他の組織又は個人に実演、録音、録画又は放送番組の製作を委任した場合、別段の合意がない限り、本法の第 29 条 3 項、第 30 条 1 項及び第 31 条 1 項に定める隣接権の所有者となる。

3. 組織は、他の組織又は個人と実演、録音、録画、放送番組の製作について契約を締結した場合、別段の合意がない限り、本法の第 29 条 3 項、第 30 条 1 項及び第 31 条 1 項に定める隣接権の所有者となる。

4. 相続に係る法律に基づいて隣接権を遺産として相続した組織及び個人は、本法の第 29 条 3 項、第 30 条 1 項及び第 31 条 1 項に定める隣接権の所有者となる。

5. 契約に基づいて一若しくは二以上又はすべての隣接権を譲り受けた組織及び個人は、本法の第 29 条 3 項、第 30 条 1 項及び第 31 条 1 項に定める当該の権利の所有者となる。

第 44a 条. ロイヤルティの計算及び分配に係る原則

1. 著作権の共同所有者及び隣接権の共同所有者は、当該著作物、実演、録音、録

画、放送番組における寄与度、出資した資金の額に従い、利用方法に適合した原則によりロイヤルティの分配について合意する。

2. 録音、録画が、本法の第26条1項及び第33条に基づいて利用される場合、当該ロイヤルティの分配は、その著作権所有者、実演者、隣接権所有者の間の合意による。合意に至らない場合、政府が定めるところによる。

3. ロイヤルティは、当該著作物の種類、形態、品質、数量及びその利用の頻度を勘案し、それを創作した者、利用する組織及び個人、並びに公衆との利益とのバランスを取り、経済・社会の状況、及び利用の時期と場所に適合するようにという原則に従った枠組と換算表により価格を算出するものとする。」

13. 第47条1項及び2項を改正、補足する。

「1. 著作権又は隣接権の譲渡とは、著作権所有者又は隣接権所有者が他の組織又は個人に対して一定の期間内に本法の第19条1項及び3項、第20条1項、第29条3項、第30条1項、並びに第31条1項に定める権利の一若しくは二以上又はすべてを行使させることをいう。

2. 著作者は、本法の第19条2項及び4項に定める人格権の利用権を譲渡することができない。実演者は、本法の第29条2項に定める人格権の利用権を譲渡することができない。」

14. 第49条及び第50条を改正、補足する。

「第49条. 著作権及び隣接権の登録

1. 著作権及び隣接権の登録とは、著作者、著作権所有者又は隣接権所有者が、当該著作者、著作物、著作権及び隣接権の所有者についての情報を証明するために、出願書類を国家管理当局に提出することをいう。

2. 著作権及び隣接権の登録証の出願は、本法に基づく著作権及び隣接権の権利を得る必須の手続ではない。

3. 著作権及び隣接権の登録証を付与された組織又は個人は、異議申立の証拠がない限り、紛争が起きた場合に、その著作権及び隣接権を立証する義務を負わないものとする。

4. 著作権及び隣接権の登録証の交付、再交付、更新、抹消に関する手続をするとき、出願した組織又は個人は、料金及び手数料を納付しなければならない。

5. 政府は、著作権及び隣接権の登録証の交付に関する要件、手順及び手続についてその詳細を定める。

第50条. 著作権及び隣接権の登録証の出願書類

1. 著作者、著作権所有者及び隣接権所有者は、当該著作権及び隣接権の登録を求める出願書類を直接提出し、又は提出することを他の者若しくは組織に委任することができる。

2. 著作権及び隣接権の登録を求める出願書類は、次に掲げるものを含むものとする。

a) 著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式。

この様式は、ベトナム語によるものとし、出願人、著作者、著作権所有者又は隣接権所有者についての情報、当該著作物、実演、録音、録画又は放送番組の完了日、主な内容の要約、著作者及び著作権所有者の名称、二次的著作物の登録をするときはその原著作物、公表した時期、場所及び方式、再交付又は更新に関する情報（もしあれば）、宣言書で提示された情報に関する責任等について、完全に記入しなければならない。宣言書には、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の署名又は拇印がなければならない。ただし、身体障害で署名又は拇印をすることができない場合は、この限りでない。

文化スポーツ観光省の大臣は、著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式を定める。

b) 著作権登録出願の主題である著作物の写し（2部）、又は隣接権登録出願の主題である固定物の写し（2部）

c) 出願人が受任者である場合は委任状

d) 出願人の自己創作、受任、創作に関する契約、相続、譲渡契約の結果としての出願する権利の形成又は取得を立証する書類

dd) 共同著作者を有するときは、共同著作者全員の合意についての書類

e) 著作権又は隣接権が共有に属するときは、共有者全員の合意についての書

3. 本条2項c号、d号、dd号及びe号に規定する書類は、ベトナム語によるものとする。外国語で作成されているときは、ベトナム語に翻訳されなければならない。」

15. 第52条を改正、補足する。

「第52条. 著作権及び隣接権の登録証を交付する期限

有効な出願書類の受領日から15就業日以内に、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、出願人に対して著作権登録証又は隣接権登録証を付与する責任を有する。著作権登録証又は隣接権登録証の付与を拒絶する場合は、当該当局は、出願人に対して書面で通知し、その中で拒絶理由を明らかにしなければならない。」

16. 以下は、第55条の改正、補足をする。

「第55条. 著作権登録証及び隣接権登録証の再交付、更新又は抹消

1. 著作権登録証又は隣接権登録証を紛失し、若しくは損傷した場合、第51条2項に定める国家管理当局は、有効な出願書類の受領日から7就業日以内に、当該登録証の再交付をするものとする。著作権所有者、隣接権所有者、著作物、著作者、若しくは著作権所有者に関する情報、隣接権の対象、又は隣接権所有者に関する情報に変更が

ある場合、第 51 条 2 項に定める国家管理当局は、有効な出願書類の受領日から 12 就業日以内に、当該登録証の更新をするものとする。

著作権登録証又は隣接権登録証の再交付又は更新を拒否する場合、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、出願人に対して書面で通知し、その中で拒絶理由を明らかにしなければならない。

2. 著作権登録証又は隣接権登録証を取得した者が著作者、著作権若しくは隣接権の所有者でない場合、又は登録した著作物、録音、録画若しくは放送番組が保護される対象でない場合、第 51 条 2 項に定める著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、当該著作権登録証又は隣接権登録証を取り消すものとする。

3. 著作権登録証及び隣接権登録証の付与がこの法律に定めるところに違反することを発見した者は、著作権及び隣接権担当の国家管理当局に対して、当該登録証の効力の取消を請求することができる。

4. 次に掲げる書類を受領した日から 15 就業日以内に、国家管理当局は、著作権登録証又は隣接権登録証の効力を取り消すものとする。

a) 著作権登録証又は隣接権登録証を取消す裁判所の確定判決、又は本法の第 200 条に定める知的財産権侵害を処理する権限を有する国家機関の有効な決定、

b) 著作権登録証又は隣接権登録証を取得した者による当該の著作権登録証又は隣接権登録証に関する取消申立書

5. 政府は、本法の詳細を定める。」

17. 第 II 部第 VI 章の標題を改正する。

第 VI 章

著作権、隣接権の分野における共同管理、コンサルティング及びサービス組織

18. 本法第 56 条を改正、補足する。

「第 56 条. 著作権及び隣接権の共同管理組織

1. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の間の合意を根拠として設立された、自己資金で賄われる任意の非営利組織であり、著作権及び隣接権を保護するために、著作権及び隣接権の共同管理活動について文化スポーツ観光省の管理の下で運営される。

2. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の書面による委任を受けて、次の活動を実行するものとする。

a) 著作権及び隣接権を管理すること、ライセンス許諾を交渉すること、及び委任された権利の行使の容認から生じるロイヤルティ、その他の経済的利益を収集し、かつ、分配すること。

- b) 構成員の権利及び法的利益を保護すること。紛争が生じるときは、調停を行うこと。
3. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、次の権利及び義務を有する。
- a) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、国家管理当局、委任した著作者、著作権所有者、隣接権所有者並びに当該著作権及び隣接権を利用している組織及び個人に対して、管理・運営活動の公開性・透明性を確保すること。
- b) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者及びその共同管理組織が管理している著作物、実演、録音、録画、放送番組、委任の範囲、委任契約の効力、ロイヤルティの収集・分配に関する計画及びその状況について、情報をまとめ、カタログを作成すること。
- c) ロイヤルティの価格帯及びその支払方法を定め、文化スポーツ観光省の大臣に提示し、承認を求めること。大臣は、本法第 44a 条 3 項に定める原則に基づいて価格帯及び支払方法を承認する。
- d) 法律に定める公開性・透明性に関する原則に従い、ロイヤルティの収集及び分配を、共同管理組織の定款並びにロイヤルティの分配に関する金額又は割合、分配方法及びその期限について記載されている、著作者、著作権所有者、隣接権所有者によって作成された委任契約に基づいて行うこと。
- 外国又は国際組織に対するロイヤルティの収集及び分配は、外国為替の管理に関する法律に定めるところによる。
- dd) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者との合意により、共同管理組織の業務の遂行に必要な経費を支払うため、収集されたロイヤルティの総額から一定の金額を差し引くこと。差し引かれる金額は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者との合意によって調整され、ロイヤルティの総額から差し引く率に基づいて算出されることもある。
- e) 著作者、著作権所有者、隣接権所有者に対して、ロイヤルティから本項 dd 号に定める金額を差し引いた後の金銭を分配すること。
- g) 共同管理の活動について国家管理当局に毎年度及び随時報告すること。当局による監査及び検査の対象となる。
- h) 文化振興活動、創作活動及びその他の社会的活動の助成を行うこと。
- i) 著作権及び隣接権の保護に関して、国際組織及び外国の専門機関と協力し、相互主義的の契約を締結すること。
- k) 著作権及び隣接権の共同管理組織の枠組みの構築にあたり、当該組織に委任した著作者、著作権所有者、隣接権所有者が当該組織の運営に係る地位に自己推薦、応募をすることができる仕組みを確保すること。
4. 著作物、録音、録画、放送番組が、複数の著作物、隣接権の共同管理組織の権利及び利益に関係する場合、共同管理組織は、定款及び委任契約に基づくライセンス許諾の交渉と、ロイヤルティの収集及び分配について、代表組織に委託することができる。

5. 著作権及び隣接権の共同管理組織は、ロイヤルティを分配するため、共同管理組織に委任した著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者を探してから 5 年を経過してもなおその者を見つけられない場合、又は連絡がとれない場合、本法及び他の関連法令に定める管理費、搜索費を控除した後の金銭を、管理権限を有する国家管理当局に引き渡すものとする。

当該金銭の受領後、国家管理当局は、上述の著作権を有する者の搜索を 5 年間続けるものとする。当該期間が満了した際、著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者をなお見つけられない場合、又は連絡がとれない場合、当該金銭は、創作活動の振興、著作権及び隣接権保護の実現のための宣伝・促進活動に使われるものとする。上述した期間内に、著作者、共同著作者、著作権所有者、隣接権所有者、著作権の共同所有者、隣接権の共同所有者、法律に定める関連する権利義務を有する者を見つけられたか、又は連絡がとれた場合、法令に基づき、管理費、搜索費を控除した後の金額をその者に引き渡すものとする。

6. 政府は、本条の詳細を規定する。」

19. 以下は、本法第 60 条 1 項を改正、補足する。

「1. 次に掲げる事項に該当しない場合に限り、発明が新規であるとみなす。

- a) 発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他なんらかの形態の手段により、公表されていること。
- b) 発明登録出願の出願日前、若しくはその優先日前に提出され、当該出願日又はその優先日以降に公表された他の発明登録出願があったこと。」

20. 以下は、本法第 72 条 1 項を改正、補足する。

「1. 文字、語、絵柄、写真、ホログラム若しくはそれらの組合せの形で 1 若しくは複数の色彩で表現された可視的な標章、又はグラフィック形式で表現された可聴的な標章をいう。」

21. 以下は、本法第 73 条の条項改正、補足する。

- a) 次のように、同条 1 項を改正、補足する。

「1. ベトナム社会主義共和国及び他国の国旗、国章、国歌並びに国際讃歌と同一又は混同を生じる程に類似の標識」

- b) 第 73 条 5 項の次に 6 項、7 項を加える。

「6. 商品固有の形状であるか、又はその商品の技術的特徴によって要求される標識

- 7. 著作物の複製物を含む商標。ただし、著作者の承諾を得た場合は、この限

りでない。」

22. 以下は、本法第 74 条 2 項の条項を改正、補足する。

a) 次のように、同条 a 号、b 号及び c 号を改正、補足する。

「a. 簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、稀な言語の語。ただし、出願日の前から広く使用・認識されている標章として認められている標識の場合は、この限りでない。

b. 標識、符合、絵柄、又は商品若しくはサービスのなんらかの言語による一般名称、商品若しくはその一部の通常の形態、商品の包装若しくは梱包であって、出願日の前から広くかつ頻繁に使用され、一般に知られているもの。

c. 商品若しくはサービスの説明である生産の時期、場所、方法、種類、数量、品質、特性、組成、用途、価格若しくは他の特質を表示する標識又はその商品に付加価値を与える標識。ただし、標章登録出願前に使用を通じて識別性を取得している標識は、この限りでない。」

b) 次のように、同条 dd 号及び e 号を改正、補足する。

「dd. 商品又はサービスの原産地を表示する標識。ただし、その標識が、出願日の前から商標として広く使用・認識されている場合、又は本法に定める団体標章又は証明標章として登録されている場合、この限りでない。

e. ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又はサービスに係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの。ただし、第 95 条 1 項 d 号に定める当該商標登録の終了に該当する場合、又は第 96 条に定める事由で、本法第 117 条 3 項 b 号における手続によって取り消される場合は、この限りでない。」

c) 次のように、同条 h 号及び i 号を改正、補足する。

「h. 同一又は類似の商品又はサービスに関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その他人の標章登録証が 3 年以内に終了しているもの。ただし、当該終了が第 95 条 1 項 d 号に定める事由で、本法第 117 条 3 項 b 号における手続による場合は、この限りでない。

i. 周知標章を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについての登録出願日の前に他人の周知標章が認められ、その周知標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識。当該標章の使用が周知標章の識別性を害する可能性がある場合、又は当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものである場合、非類似の商品又はサービスについてその周知標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識は、識別性があるとはみなされない。」

d) 同条 n 号を改正、補足する。同号の次に o 号、p 号を加える。

「n. 標章登録出願のそれより先の出願日又は優先日を有する工業意匠登録出願

に基づいて保護されている、又は保護された他人の工業意匠と同一又は殆ど異ならない標識。

o. ベトナムで保護されている植物品種の名称と同一又は混同を生じる程に類似の標識。当該標章が、同一又は類似する種の植物品種の商品又は植物品種から収穫された同一種の商品であることについて登録されている場合、その同一又は類似する標章は識別性があるとはみなされない。

p. 標章登録出願の出願日の前から広く知られていた、他人の著作権保護の対象となる著作物の登場人物の名称若しくは画像と同一、又は混同を生じる程に類似する標識。ただし、著作者の承諾を得た場合は、この限りでない。」

23. 以下は、本法第 75 条を改正、補足をする。

「標章の周知状態を審理するとき、次に掲げる基準の一つ又はそのすべてを参酌する。」

24. 以下は、第 79 条を改正補足する。

「第 79 条. 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件

1. 地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

- a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること。
- b) 地理的表示を有する製品の名声、品質又は特質が、主として当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的特徴によって決定されるものであること。

2. 本条 1 項に定める条件を満たす同名の地理的表示は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織及び個人間の公正な取扱いの原則を遵守する場合に限り、保護される。」

25. 第 86 条を改正、補足する。同条の次に第 86a 条を加える。

「第 86 条. 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利

1. 次に掲げる組織及び個人は、発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利を有する。

- a) その者自身の努力及び費用により発明、工業意匠、回路配置を創作した創作者
- b) 職務割当又は雇用の形で、資金及び物質的手段を創作者のために投資した組織及び個人。遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分に係る契約に基づいて遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識を管理し、提供

する組織及び個人。ただし、当事者間に別段の合意がある場合、又は本法第 86a 条に定める場合は、この限りでない。

2. 複数の組織及び個人が、発明、工業意匠、回路配置を共同で創作した場合、又はその創作に投資した場合、それらの組織及び個人は登録を受ける権利を有し、当該権利はそれらの者全員の合意が得られた場合にのみ、行使することができる。
3. 本条に規定する登録を受ける権利を有する組織及び個人は、登録出願が行われている時であっても、書面による契約によって他の組織又は個人に対し当該権利を譲渡することができ、また法律に従って相続することができる。

第 86a 条. 国家予算を使用した科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利

1. 本条3項に定める場合を除き、科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置であって、その資金のすべてが国家予算からである場合、当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。
2. 本条3項に定める場合を除き、科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源からである場合、投資総額に対して使用した国家予算が占める割合に相当する当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利の部分は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。
3. 国防及び安全保障の分野における科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、以下のとおり行使されるものとする。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の場合、その資金のすべてが国家予算からであるときは、当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利は、国家に属する。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行の場合、その資金が国家予算を含む複数の資金源からであるときは、投資総額に対して使用した国家予算が占める割合に相当する当該発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利の部分は、国家に属する。
 - c) 本項 a 号及び b 号に定める登録を受ける権利は、国家を代表する者によって行使される。
4. 政府は、本条の詳細を規定する。」

26. 以下は、第 88 条の改正、補足する。

「第 88 条. 地理的表示を登録する権利

1. ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当

該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

2. 当該国の法律に基づき地理的表示の所有者である外国組織及び個人は、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有する。」

27. 以下は、第 89 条の次に第 89a 条を加える。

「第 89a 条. 外国で登録出願を提出する前の発明に係る安全保障に関する管理措置の実施

1. 国防及び安全保障に影響を与えるおそれがある技術分野に係る発明であつて、ベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナム在住のベトナム人又はベトナム法に基づき設立された法人に属する場合、当該発明に対して安全保障に関する管理措置を実施するため、ベトナムで既に登録出願をしている場合に限り、外国で登録出願をすることができる。

2. 政府は、本条 1 項の詳細を規定する。」

28. 第 92 条 2 項を改正、補足する。

「2. 地理的表示の保護証書には、地理的表示に関する管理組織、保護される地理的表示、地理的表示を付する製品の特徴、地理的条件の特質及び当該地理的表示を付する地理的地域を記録する。」

29. 第 93 条 7 項の次に 8 項及び 9 項を加える。

「8. 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書による標章の国際登録は、ベトナムを指定した場合、国家工業所有権庁が当該国際登録で出願された標章の保護を認める旨の決定をした日、又は国際事務局からベトナムを指定する旨の通知がなされた日から 12 ヶ月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じる。標章の国際登録の有効期間は、マドリッド協定議定書に定めるところによる。

9. 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定による工業意匠の国際登録は、ベトナムを指定した場合、国家工業所有権庁が当該国際登録で出願された工業意匠の保護を認める旨の決定をした日、又は国際事務局が当該工業意匠の国際登録を公表した日から 6 ヶ月が経過した日の翌日のうち、どちらか早い日から当該国際登録の効力が生じる。工業意匠の国際登録の有効期間は、ハーグ協定に定めるところによる。」

30. 以下は、第 95 条、第 96 条を改正、補足する。

「第 95 条. 保護証書の効力の終了

1. 保護証書の効力は、次に掲げる場合に一部又は全部が終了する。
 - a) その所有者が、維持又は更新に係る所定の期日到来の手数料及び料金を納付しなかった場合
 - b) その所有者が、工業所有権の放棄を宣言した場合
 - c) その所有者が、もはや存在しないか、又は標章登録証の所有者が、法定承継人なしに、もはや事業に従事しなくなった場合
 - d) 当該標章が、正当な理由なしに、効力終了の請求前に連続して5年の期間その所有者又はその者の使用権者により使用されなかった場合。ただし、当該使用が、当該終了の請求の少なくとも3ヶ月前に開始されたか又は再開された場合を除く。
 - dd) 団体標章に関する標章登録証の所有者が、団体標章の使用に関する規約の実施を監督しなかったか、又は非効果的に監督した場合
 - e) 証明標章に関する標章登録証の所有者が、証明標章の使用に関する規約に違反したか、又は当該規約の実施を監督しなかったか若しくは非効果的に監督した場合
 - g) 地理的表示を付している製品の名声、品質又は特質を決定付ける地理的条件が変化した結果、当該製品の名声、品質又は特質を喪失する結果となった場合
 - h) 標章の所有者又は当該所有者が認めた者による、保護されている標章に係る商品又はサービスの利用が、当該商品又はサービスの性質、品質又は原産地について消費者に誤認を生じさせる場合
 - i) 保護されている標章が、当該標章について登録された商品又はサービスの普通名詞になった場合
 - k) 外国の地理的表示が、当該国で既に保護されていない場合
2. 発明特許証又は実用新案特許証の所有者が、所定の期限前に維持手数料及び料金を納付しなかった場合、当該期限の満了時に、当該特許証の効力は、年次料金が納付されなかった年の初日から当然に終了する。

標章の保護証書又は工業意匠の保護証書の所有者が、所定の期限前に期間更新の手数料及び料金を納付しなかった場合、当該保護証書の効力は、期間更新の料金が納付されなかった期間の満了日の翌日から当然に終了する。

国家工業所有権庁は、当該終了を工業所有権の国家登録簿に記録し、かつ、それを工業所有権公報により公告する。
3. 所有者が、本条1項b号に定める工業所有権の放棄を宣言した場合、国家工業所有権庁は、保護証書の効力の終了について審査し、決定する。
4. 如何なる組織又は個人も、本条1項c号、d号、dd号、e号、g号、h号、i号及びk号に定める場合における保護証書の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。

5. 本条3項及び4項に定める場合にあたり、保護証書の効力の終了請求に係る申立書の審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、保護証書の効力の終了を拒絶する通知をするか、又は当該保護証書の効力の一部若しくは全部を終了を決定するものとする。

6. 本条1項c号、d号、dd号、e号、g号、h号及びi号に定める場合においては、保護証書の効力を終了させる旨の国家工業所有権庁の決定がなされた日をもって終了する。

本条1項k号に定める場合においては、地理的表示が当該国で保護されなくなった日をもって保護証書の効力が終了する。

本条3項に定める保護証書の効力を終了させる旨の国家工業所有権庁の決定がなされた場合には、国家工業所有権庁が当該保護証書の所有者の書面による宣言を受領した日に遡って当該保護証書の効力が終了する。

7. 本条1項、2項、3項、4項、5項及び6項の規定は、標章及び工業意匠に関する国際登録の効力の終了にも適用されるものとする。

第96条. 保護証書の効力の無効

1. 保護証書は、次に掲げる場合は完全に無効とされるものとする。

- a) 不正目的で標章の登録出願をした場合
- b) 発明登録出願が、本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置に違反した場合
- c) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合

2. 保護証書の全部又は一部が、次に掲げる場合において、本法に定める登録を受ける権利、保護条件、出願の補正、発明の公開、先願主義に係る要件を満たさないとき、その全部又は一部は無効とされるものとする。

- a) 登録出願人が、発明、工業意匠、回路配置及び標章に関して登録を受ける権利を有さず、又は当該権利を譲渡されてもいない場合
- b) 工業所有権の主題が、本法第8条及び第7章に定める保護条件を満たさなかった場合
- c) 工業所有権の登録出願の補正が、公開される権利の範囲若しくは出願の主題を広げる場合、又は出願の主題の性質を変更する場合
- d) 発明の内容について、当該発明に関する技術分野の通常の知識を有する者が実施可能な程度に、十分かつ明確に開示されていない場合
- dd) 発明が、当初の出願に添付した明細書で申し立てた保護の範囲を超えて保護される旨の保護証書を取得した場合
- e) 発明が、本法第90条に定める先願主義を遵守していない場合

3. 本条 1 項及び 2 項の規定により、保護證書の全部又は一部が無効とされた場合、かかる全部又は一部について、保護證書の交付日に遡ってその効力が生じないものとする。

4. 如何なる組織又は個人も、本条 1 項及び 2 項に定める保護證書の無効を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。

保護證書の無効を請求できる期間は、その保護期間中とする。ただし、本条 2 項に定める事由によって標章の保護證書の無効を請求する場合、当該期限は、保護證書の交付日から、又は当該標章の国際登録がベトナムで有効になった日から 5 年とする。

5. 保護證書の無効に係る申立書の審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、当該保護證書を無効とする旨の決定をするか、又は保護證書の無効を拒絶する通知をするものとする。

6. 本条 1 項、2 項、3 項、4 項及び 5 項の規定は、標章及び工業意匠に関する国際登録の効力の無効にも適用されるものとする。

7. 科学技術大臣は、本条 1 項及び 2 項の詳細を規定する。」

31. 以下は、第 97 条 1 項及び 2 項を改正、補足する。

「1. 保護證書の所有者、本法第 88 条に定める地理的表示の登録権を行使する組織及び個人は、所要の手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に対し、保護證書における次に掲げる情報の補正を請求することができる。

- a) 著作者の名称及び国籍、保護證書の所有者及び地理的表示の共同管理組織の名称並びに住所。
- b) 地理的表示に付する製品の特徴、品質、その地理的原産地を示した明細書の補正、団体標章の利用に関する規約及び証明標章の利用に関する規約の補正。

2. 保護證書の所有者、地理的表示を登録する権利を行使する組織及び個人の申立てによって、国家工業所有権庁は、その過失により保護證書に生じた誤記を訂正しなければならない。この場合、保護證書の所有者、地理的表示を登録する権利を行使する組織及び個人は、所要の手数料及び料金の納付の義務を負わない。」

32. 第 100 条 1 項 dd 号の次に dd1 号を加える。

「dd1. 遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明にあっては、遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識について説明する明細書を提出する。」

33. 第 103 条を改正、補足する。

「第 103 条. 工業意匠登録の出願に係る要件

1. 工業意匠登録出願において当該工業意匠を特定する書類には、工業意匠の写真又は図面及びその写真又は図面に含まれる明細書を含む。
2. 工業意匠の写真又は図面は、関連する技術について通常の知識を有する者により当該工業意匠を特定することができる程度に、当該工業意匠の形状又は模様の特徴を十分に描写しているものでなければならない。
3. 写真又は図面に含まれる工業意匠の明細書は、それぞれの写真、図面及びその工業意匠の形状、模様の特徴を順に記載しなければならない。」

34. 第 105 条 2 項を改正、補足する。

「2. 標章の見本は、当該標章の要素及び当該標章の包括的意味（もしあれば）を明らかにする説明がなされなければならない。標章が象形文字の語句から構成されている場合、それらの語句は、転記しなければならない。標章が外国語の語句から構成されている場合、それらの語句は、ベトナム語に翻訳しなければならない。標章が音響であれば、当該標章の見本は、音響をオーディオファイル形式で、又はグラフィック形式で表現したものでなければならない。」

35. 第 106 条 1 項 dd 号の次に e 号を加える。

「e. 同音の地理的表示にあつては、それぞれの同音の地理的表示を区別することができるように、当該地理的表示の利用条件及びその開示方法について説明する書類」

36. 第 108 条 2 項の次に 3 項を加える。

「3. 秘密特許に係る登録出願は、政府が定める規定に基づいて行うものとする。」

37. 以下は、第 109 条 2 項 dd 号の改正、補足をする。同項 dd 号の次に e 号を加える。

「dd. 出願人が、所要の手数料及び料金を十分に納付しなかったこと

e. 発明登録出願が、本法第 89a 条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合。」

38. 本法第 110 条の標題及びその条項を改正、補足する。

a) 本法第 110 条の標題を改正、補足する。

「第 110 条. 標章登録出願、工業所有者の登録出願の公開」

b) 同条 1 項の前に 1a を加える。

「1a. 国家工業所有権庁によって有効と認められていない標章の登録出願は、受理された直後に公開されるものとする。」

c) 同条 3 項を改正、補足する。

「3. 工業意匠登録出願、標章登録出願又は地理的表示登録出願は、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から2ヶ月以内に公開されるものとする。出願時に、出願人の申立てにより工業意匠の登録出願の公開を出願日から最大で7ヶ月まで延長することができる。

39. 第112条を改正、補足する。同条の次に第112a条を加える。

「第112条. 保護証書付与に関する第三者意見

工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護証書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護証書の付与又は拒絶に関して国家工業所有権庁に意見を提示する権利を有する。当該意見は、書面様式で提示し、かつ、資料を添付しなければならない、又は立証に使用する情報の出所を明示しなければならない。

第三者の意見書は、工業所有権の登録出願の処理に関する参考資料とみなされる。

第112a条. 工業所有権の登録出願に対する異議申立て

1. 如何なる第三者も、保護証書の付与に関する決定をする前に、次の期間内に、当該保護証書の付与に対して異議申立てをすることができる。

- a) 発明登録出願の公開日から9ヶ月以内。
- b) 工業意匠登録出願の公開日から4ヶ月以内。
- c) 標章登録出願の公開日から5ヶ月以内。
- d) 地理的表示の登録出願の公開日から3ヶ月以内。

2. 本条1項に定める異議申立ては、書面によってなされるものとする。当該申立てには資料を添付しなければならない、又は立証に使用する情報の出所を明示するとともに、所要の手数料及び料金を納付しなければならない。

3. 国家工業所有権庁は、科学技術大臣が規定する手続により本条2項に定める異議申立てに対応する責務を有する。」

40. 第114条2項の次に3項及び4項を加える。

「3. 国家工業所有権庁は、発明登録出願の審査をするとき、当該発明登録出願の内容について外国の特許庁の審査結果を参考にすることができる。

4. 科学技術大臣は、本条3項に定める発明登録出願の審査結果の使用について、その詳細を規定する。」

41. 第116条2項を改正、補足する。

「2. 出願人が当該出願を取り下げたときから、それに関連するすべての手続も終了する。」

42. 第 117 条を改正、補足する。

a) 本条 1 項を改正、補足する。本項の次に 1a 項を加える。

「1. 発明、工業意匠、標章、及び地理的表示の登録出願は、次に掲げる場合において拒否されるものとする。

- a. 当該登録出願に記載されているものが保護要件を満たしていない場合。
- b. 出願人が工業所有権の登録をする権利を有しないこと、又は不正に標章登録をした場合。
- c. 当該出願が、保護要件を満たしているものの、本法第 90 条 1 項及び 2 項に定める最先の出願日、又は最先の優先日を有する場合でない場合。
- d. 本法第 90 条 3 項に定める場合に該当するが、共同出願人の全員の同意を得られていない場合。
- dd. 工業所有権の登録出願の補正が、出願で開示される権利の範囲若しくは出願の主題を広げる場合、又は出願の主題の性質を実質的に変える場合。

1a. 本条 1 項に定める場合のほか、発明の登録出願は、次に掲げる場合において拒否されるものとする。

- a. 出願に添付される最初の明細書に記載された事項の範囲を超えて保護の請求をした場合。
- b. 発明の内容について当該発明が当該技術の通常知識を有する者により実施できる程度に明細書で開示していない場合。
- c. 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合。
- d. 発明登録出願が本法第 89a 条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合。」

b) 本条 3 項を改正、補足する。

「3. 工業所有権の登録出願が本条 1 項、1a 項及び 2 項に定める場合に該当するときは、国家工業所有権庁は次に掲げる手続を行うものとする。

- a. 保護証書交付の拒否、その理由及びその拒否に対して出願人が不服申立てをする期間を決める旨の登録出願の審査結果を通知する。
- b. 出願人が、当該出願審査の停止を請求し、本法第 74 条 2 項 h 号に定める例外により標章登録証明書の効力の終了又はその無効を請求する場合、当該出願審査を停止する。国家工業所有権庁は、標章登録証明書

の効力の終了又はその無効に関する請求の処理結果に応じて、出願審査の再開の有無を決める。

- c 工業所有権の登録をする権利又は不正に標章登録をすることについて、第三者の訴えの提訴があった旨の裁判所の受理通知書を受け取った場合、当該出願審査を停止する。国家工業所有権庁は、裁判所による判決の内容に応じて、出願審査の再開の有無を決める。
- d. 出願人が本項 a 号に定める保護証書交付の拒否について不服申立てをしない場合、又は正当でない不服申立てをした場合。

43. 第 118 条を改正、補足する。

「第 118 条. 保護証書の交付及び登録簿への記入

1. 工業所有権の登録出願について、本法第 117 条 1 項、1a 項、2 項、及び 3 項 d 号に該当しない場合、又は本法第 117 条 3 項 a 号に定める登録出願の拒否に対して正当な不服申立てをした場合、国家工業所有権庁は次に掲げる手続を行うものとする。

- a) 当該出願に記載されている事項の全部又は保護要件を満たしたその一部について保護証書を交付すること、及び所要の手数料、料金の納付期間、又はその審査結果に対して不服申立てをする期間を決める旨の登録出願の審査結果を通知する。
- b) 出願人が所要の手数料、料金を納付した後、保護証書を交付し、それを工業所有権の国家登録簿に登録する。

2. 登録出願の審査結果について不服申立てがあったとき、不服申立てをされた事項について当該工業所有権の登録出願を再審査する。」

44. 第 8 章第 3 節の第 119 条の次に第 119a 条を加える。

「第 119a 条. 工業所有権に係る手続への異議申立て及びその取扱い

1. 国家工業所有権庁が交付した工業所有権の保護証書の新規登録、維持登録、延長、変更、その効力の終了、無効の登録、工業所有権譲渡契約の登記等に関する決定、又は通知に関連する権利、利益を有する組織、個人、及び当該登録の出願人は、本法及びその他の関連法令に従って国家工業所有権庁への異議申立て、及び裁判所で訴えの提訴をすることができる。

2. ベトナムの組織、ベトナム人、ベトナム在住の外国人、並びにベトナムで拠点を有する外国人及び外国組織は、直接に、又はベトナム在住の合法的代表者を通じて異議申立てをすることができる。ベトナム在住でない外国人、並びにベトナムで拠点を有しない外国人及び外国組織は、ベトナム在住の合法的代表者を通じて異議申立てをするものとする。

3. 異議申立ての内容は、書面による異議申立書で明記されたものとする。その申立書には、申立人の名称、住所、異議がある決定又は通知の番号、署名の日、異議がある決定又は通知の内容異議申立ての内容及びその立証、並びに当該決定又は通知の補

完及び取消しの請求等を含む。申立書は、用紙で提出すること、又は書類電子提出システムでその電子版を提出することができる。

4. 登録をする権利に関する異議の申立て、又は再審査を要する他の申立てをするとき、申立人は所要の再審査手数料を納付しなければならない。

5. 異議申立ての取扱期間は、異議申立てに関する法律に定めるところによる。本条 4 項に定める再審査、又は異議申立書及びその関連書類の補正、補完をする場合、再審査、書類の補正、補完に要する期間は、異議申立てに関する法律に定める異議申立ての取扱期間に算入されない。

再審査期間は、本法第 119 条 3 項に定めるところによる。

6. 本条に定めがない異議申立て及びその取扱いは、異議申立てに関する法律の定めるところにより行うものとする。」

45. 以下は、第 121 条を改正、補足する。

a) 本条 1 項を改正、補足する。

「1. 発明、回路配置の所有者とは、国家管理当局による関係工業所有権の保護証書を取得した組織又は個人をいう。

工業意匠の所有者とは、国家管理当局による関係工業意匠の保護証書を取得した、又は国家管理当局により承認された国際登録の工業意匠を有する組織又は個人をいう。

標章の所有者とは、当該標章の保護証書を国家管理当局から取得した、又は国家管理当局により承認された国際登録の標章を有する、又は周知標章を有する組織又は個人をいう。」

b) 本条 4 項を改正、補足する。

「4. ベトナムの地理的表示の所有者は、国家である。

国家は、関係地域において地理的表示を付した製品を生産し、かつ、それらの製品を市場に出す組織又は個人に対して地理的表示を使用する権利を付与する。国家は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、又は地理的表示を使用する権利を付与されたすべての組織又は個人の代表者として行動する組織に対して当該権利を付与する。

政府は、地理的表示を管理する権利の行使についてその詳細を規定する。」

46. 第 123 条 2 項を改正、補足する。

「2. 本法第 121 条 4 項、又は一定の地理的表示の原産地国の法令によって、当該地理的表示を使用する権利を付与した組織及び個人、並びにその管理する権利を付与した組織及び個人は、本条 1 項 b 号により他人による当該地理的表示の使用を差し止めることができる。」

47. 第 124 条 5 項 b 号を改正、補足する。

「b. 保護された標章を付している製品の販売、発売、販売用の広告、展示、貯蔵、及び運送をすること。」

48. 第 125 条 2 項 b 号を改正、補足する。

「b. 工業所有権の所有者、強制的決定により使用権を譲渡する場合を含むその使用権の譲渡における譲受人、又は本法に定める先使用権の所有者によって外国市場を含む市場に投入された製品を流通させること、並びに当該製品の輸入及び使用をすること。」

49. 第 128 条を改正、補足する。

「第 128 条. 試験資料の秘密を保持する義務

1. 法律により、医薬品又は農業用化学製品に関する使用許可証を申請する申請人が、試験資料又は営業秘密であるなんらか他の資料であって、その作成に相当の努力又は費用を伴うものの提出を要求され、かつ、申請人が当該資料の秘密保持を請求する場合は、当該資料について、当局は、それが不公正な商業目的に使用されること、又は開示されることがないように必要な措置を取る義務を有する。ただし、公衆を保護する必要がある場合は、この限りでない。

2. 医薬品については、本条 1 項により許可申請書における秘密データを国家管理当局に提出したときから、許可日から 5 年間で満了した日まで、国家管理当局は、当該提出日の後に、秘密データの所有者の承諾を得ずに、当該データを使用する旨の申請をする者に許可をしてはならない。ただし、本法第 125 条 3 項 d 号に定める場合は、この限りでない。

3. 所管する医薬品使用許可の管理当局の承認により、後願者が使用許可証を取得した医薬品、又は使用許可証を取得した医薬品の安全、効果を証明するデータによって他の医薬品に関して使用許可証を申請することができるようになる場合、医薬品使用許可の国家管理当局は、当該医薬品が使用許可証を申請できる日の 5 ヶ月前から、その当局の電子ポータルサイト又はホームページにおいて後出願に関する情報を掲載しなければならない。

4. 農業用化学製品については、本条 1 項により許可申請書における秘密データを国家管理当局に提出したときから、許可日から 10 年間で満了した日まで、国家管理当局は、当該提出日の後に、秘密データの所有者の承諾を得ずに、当該データを使用する旨の申請をする者に許可をしてはならない。ただし、本法 125 条 3 項 d 号に定める場合、その許可が国防、治安、国民の健康などに必要な場合、又は社会の他の要請を満たす場合は、この限りでない。」

50. 第 130 条 1 項 d 号を改正、補足する。

「d. 保護された他人の標章若しくは商号、又は使用権を有していない地理的表示と同一若しくは混同を生じる程に類似するドメインネームを、関係標章、商号及び地理的表示の名声を営利の目的で不正に利用するために、占有して使用すること。」

51. 第 3 部の第 9 章第 1 節の第 131 条の次に第 131a 条を加える。

「第 131a 条. 医薬品使用許可証に関する手続の遅滞による発明所有者への補償

1. 発明特許証の効力の維持手続をするとき、その所有者は、当該発明特許証によって製造される医薬品について最初の使用許可証申請の遅延の期間に相当する特許料を納付しない。
2. 医薬品使用許可証の申請について、当該使用許可証申請に関する書類を受領した日から 2 年間に満了したものの、所管する医薬品使用許可の管理当局が当該申請書類について返信しない場合、遅延となったものとする。遅延の期間は、所管する医薬品使用許可の管理当局が申請書類を受領した日から 2 年間に過ぎた初日から最初の通知書の日までとする。
3. 申請人の過失、又は管理当局の制御不可の状況によって遅延になった場合、その遅延の期間は、本条 2 項に定める期間に算入されない。
4. 発明特許証の所有者が、遅延の期間に相当する特許料を納付した場合、納付した金額は、保護期間を更新した次の保護期間に発生する特許料から控除される、又は納付した者に返却されるものとする。
5. 本条 1 項に定める特許料の免除をするとき、当該医薬品使用許可証を取得した日から 12 ヶ月以内に、発明特許証の所有者は、所管する医薬品使用許可の管理当局がその医薬品使用許可証の遅延を認める旨の書面を国家工業所有権庁に提出しなければならない。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。」

52. 第 133 条の次に第 133a 条を加える。

「第 133a 条. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置に対する国家の権限

1. 国家の代表者は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置を登録する権利の、希望する組織又は個人への譲渡について 90 日以内にその情報を公開する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第 136a 条に定める通知の義務を履行しなかった場合。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、登録の希望がない旨を国家の代表者に通知した場合。

- c) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第 136a 条に定める期間内に発明、工業意匠、及び回路配置の登録出願をしなかった場合。
2. 本条 1 項の定めに従って希望する組織又は個人に登録権を譲渡することができない場合、国家の代表者は、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の内容を、当該科学及び技術に関する任務遂行の担当組織の電子ポータルサイト又はホームページに公開する。
3. 国家機関は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を独占する者の承諾を得ずに、他の組織又は個人にその使用権を与えることができる。
- a) 国家資本の占める割合が 3 割超の科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置の使用を独占する者が、相当期間を著しく経過したにも拘わらず、当該発明、工業意匠、及び回路配置の使用を実施するための効果的な措置を講じない場合。
 - b) 公益、非営利の目的、国防、治安、国民の健康などの目的、その他の社会的な要請に応じる目的で、使用が必要とされる場合。
4. 本条 3 項の定めに従って国家機関が他の組織又は個人に発明、工業意匠、回路配置の使用権を与える場合、その使用権を独占する者に支払うべき補償金については、次に定めるところによる。
- a) 科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置であって、その資金のすべてが国家予算から拠出されている場合、補償金を支払ってはならない。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出されている場合、投資総額に対して使用された国家予算が占める割合に相当する部分は無償で使用を実施することができるが、残りの割合に相当する部分に対しては、相当の補償金を支払わなければならない。
 - c) 使用権を独占する者に支払うべき補償金は、本法第 146 条 1 項 d 号によって計算されるものとする。
5. 政府は、本条の詳細を規定する。」

53. 第 135 条を改正、補足する。

「第 135 条. 発明、工業意匠、及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務

1. 本条 2 項に該当しない限り、発明、工業意匠、及び回路配置の所有者は、合意に従い創作者に報酬を支払わなければならない。ただし、合意がない場合はその報酬を次に定めるところに従い確定する。
- a) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用実施から得られた税引前利益の 10 パーセント。

- b) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の 15 パーセント。
2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、及び回路配置については、所有者が次に定めるところに従い創作者に報酬を支払う。
- a) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用実施から得られた税引前利益の 10 パーセント以上、最大 15 パーセント。
 - b) 発明、工業意匠、及び回路配置の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の 15 パーセント以上、最大 20 パーセント。
3. 発明、工業意匠、及び回路配置の共同創作者がいる場合、本条 1 項及び 2 項に定める金額は、共同創作者の全員に支払われるべき総額であり、共同創作者は報酬を合意に従い分配する。
4. 発明、工業意匠、及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務は、当該発明、工業意匠、回路配置の保護の全期間に亘り継続する。」

54. 第 136 条の次に第 136a 条を加える。

「第 136a 条. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置に関する主務官庁の義務

- 1. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置を創作した日から 30 日以内に国家の代表者に通知すること。
- 2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された当該発明、工業意匠、回路配置について、国家の代表者に通知した日から 6 ヶ月以内にベトナムで権利確立のための登録出願をすること。
- 3. 発明、工業意匠、回路配置の創作者に第 135 条に定める報酬の支払いをすること。
- 4. 国家資本の占める割合が 3 割以下の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該国家資本の割合に相当する発明、工業意匠、回路配置の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から創作者の報酬を控除した残りの金額は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。
- 5. 国家資本が 3 割以上を占める科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該の発明、工業意匠、回路配置の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から創作者の報酬を控除した残りの金額は、次に定めるところにより分配する。
 - a) 仲介契約（もしあれば）に従い、仲介業者に当該残額の 10 パーセントを超えない範囲で報酬を支払う。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該残額の 50 パーセント以上は科学及び技術に関する活動に投資されるものとし、その残りは主務官庁の財政管理規則に従って使用する

る。

- c) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金が複数の資金源から拠出される場合、当該残額は各拠出割合に応じて分配する。国家予算の拠出割合に相当する利益部分は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。

6. 第 86a 条 1 項及び 2 項により発明、工業意匠、回路配置の保護証書を取得した主務官庁は、法律の定めるところにより工業所有権の行使、保護措置の実施を行い、当該権利行使、措置の実施及び利益分配について、科学及び技術に関する任務の遂行を管轄する機関に年次報告書を提出する義務を負う。

7. 政府は、本条の詳細を規定する。」

55. 第 139 条 5 項の次に 6 項を加える。

「6. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置に対する権利は、ベトナムの法律に基づいて設立された組織、ベトナムに居住するベトナム国民に対してのみ譲渡することができる。所有権を譲り受けた組織及び個人は、本法に従い主務官庁の各義務を履行しなければならない。

56. 第 145 条 1 項 d 号の次に dd 号を加える。

「dd. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約で輸入が認められている他国の疾病予防及び治療用医薬品の需要に対応するために、発明の実施が必要とされる場合」

57. 第 146 条 1 項を改正、補足する。

- a) 本項 b 号を改正、補足する。

「b. 当該実施の権利は、本法第 145 条 1 項 d 号に定める場合を除き、強制実施の目的を達成するために正当な範囲及び必要な期間に限られなければならないこと。半導体技術に係る発明については、当該実施の権利の移転は、公的な非商業的目的のため又は競争法令に基づく反競争的行為を処分する目的のために限られなければならない。」

- b) 本項 d 号を改正、補足し、その次に dd 号を加える。

「d. 一定の発明に係る実施権の譲受人は、当該実施の排他権の所有者に対し合意した補償金の支払いをしなければならないこと。合意が成立しない場合には、政府が定めるところにより支払うものとする。ただし、強制的決定に基づき移転された発明の実施が、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に定める医薬品を輸入するための目的であり、かつ、その補償金が輸出国において支払われた場合は、この限りでない。

dd. 主に国内市場で製品を供給する目的で当該実施権を移転する場合。ただし、本法第 145 条 1 項 dd 号に定める場合は、この限りでない。」

58. 第 147 条 1 項を改正、補足する。

「1. 科学技術省は、第 145 条 1 項 b 号、c 号及び d 号に定める場合について、実施許可申請を審査し、発明の実施権の移転に関する決定を下す。

各省、省レベルの機関は、第 145 条 1 項 a 号及び dd 号に定める場合について、科学技術省の意見を考慮し、所管する分野に係る発明実施権の移転に関する決定を下す。」

59. 第 153 条 1 項を改正、補足する。

「1. 工業所有権代理人は、次に掲げる義務を負う。

- a) 工業所有権の確立、保護に係る手続に要する手数料、料金について顧客に通知すること
- b) 代理する事案に関する情報、資料について秘密を保持すること
- c) 工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関からの通知書、要請内容を正確かつ十分に通知すること。被代理人に保護証書及びその他の決定書を遅滞なく引き渡すこと
- d) 被代理人の法的権利及び利益を保護するために、工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関の請求に遅滞なく対応すること
- dd) 工業所有権の確立、保護に係る所管管理機関に対して、被代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更を必要に応じて通知すること」

60. 第 154 条を改正、補足する。

「**第 154 条. 工業所有権代理業務を遂行する条件**

1. 本条 2 項に定める場合を除き、工業所有権代理業務の資格証明書を保有する 1 名以上の個人を有する、適法に設立され、運営されている企業、協同組合、法律事務所、科学技術サービス組織は、工業所有権代理業務を実施することができ、工業所有権代理組織として工業所有権代理業務を実施することができる。

2. ベトナムで活動する外国の法律事務所は、工業所有権代理業務を実施することができない。」

61. 第 155 条 2 項を改正、補足し、同項の次に 2a 項を加える。

「2. 本条 2a 項に定める場合を除き、次に掲げる条件を満たした者は、工業所有権代理業務の資格証明書を取得することができる。

- a) ベトナム国籍及び行為能力を有すること
- b) ベトナムに居住していること
- c) 商標、地理的表示、商号、不正競争行為の防止、営業秘密に係る分野で活動する場合は、大学卒業証明書又は同等の学位取得証明書を有しており、発明、工業意匠、回路配置に係る分野で活動する場合は、自然科学若しくは科

学技術の分野における大学卒業証明書又は同等の学位取得証明書を有すること

- d) 工業所有権に関する法律業務に5年以上従事した経験を有すること、国家若しくは国際工業所有権関連機関で工業所有権登録出願の審査を5年以上直接担当した経験を有すること、又は所轄機関により承認された工業所有法に関する教育コースを修了した者
- dd) 工業所有権の確立、保護を管轄する国家機関に従事する公務員、職員、労働者ではないこと
- e) 所管管理機関により実施される工業所有権代理業務の検定試験に合格していること

2a. 弁護士法により職務を行うベトナムに居住するベトナム人の弁護士は、所轄機関により承認された工業所有法に関する教育コースを修了した場合、商標、地理的表示、商号、不正競争行為の防止、営業秘密に係る分野における工業所有権代理業務の資格証明書を取得することができる。」

62. 第156条2項を改正、補足する。

「2. 工業所有権代理人が第154条及び第155条に定める条件を満たさなくなった場合、工業所有権に関する国家の所轄官庁は、当該工業所有権代理人の資格証明書を取り消し、工業所有権代理人の氏名を工業所有権に関する国家登録簿から抹消し、かつ、当該事実を工業所有権公報により公告する。」

63. 第157条2項を改正、補足する。

「2. 本条1項に定める組織、個人には、ベトナムの組織、個人、ベトナム社会主義共和国と植物の新品種の保護に関する協定を締結している外国の組織及び外国人、ベトナムに居住する外国人、ベトナムに植物の新品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国人、ベトナムに植物の新品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、植物の新品種の保護に関する協定に加盟している外国に居住する者、又はその国において植物の新品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、個人を含む。」

64. 第158条を改正、補足する。

「第158条. 保護される植物品種に係る一般的条件

保護されるべき植物の新品種は、育成され、又は発見及び開発されたものであり、新規性、識別性、均一性及び安定性を有し、また適正な名称を有するものである。」

65. 第163条を改正、補足する。

- a) 本条1項を改正、補足する。

「1. 植物の新品種に対する権利を登録した者は、植物の新品種に対する権利を

管理している政府機関に植物の新品種の適切な名称を提案しなければならない。ただし、当該名称は、植物新品種保護国際同盟のすべての加盟国、及びベトナム社会主義共和国と植物の新品種の保護に関する協定を締結した国において登録された名称と同一のものでなければならない。」

b) 本条 3 項 a 号を改正、補足する。

「a. その品種の特徴又は形成に関する数字の場合を除き、品種の名称が数字のみで構成される場合、又はその品種の種の名称を含む場合」

c) 本条 3 項 c 号を改正、補足する。

「c. 品種の特徴、特性又は価値について誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合」

d) 本条 5 項の次に 6 項を加える。

「6. 品種の名称が本条 2 項及び 3 項に定める条件を満たさない場合、植物の新品種に対する権利を管理している政府機関は、当該名称の登録を拒絶し、その拒絶を通知した日から 30 日以内に他の名称を提案するよう出願人に求める。植物の新品種に対する権利を管理している政府機関は、品種の保護証書を交付したときから、当該名称を正式名称として登録する。」

66. 第 164 条及び第 165 条を改正、補足する。

「第 164 条. 植物の新品種に係る権利登録

1. 植物の新品種に係る権利を保護するために、組織及び個人は、国家植物品種権管理庁に対して保護登録出願をしなければならない。

2. 植物の新品種の保護を登録する権利を保有する組織又は個人(以下「出願人」という)は、次に掲げる者を含む。

a) 自らの努力及び経費により、当該品種を直接に育成し、又は品種を発見及び開発した育成者

b) 別段の合意がある場合、又は本条 3 項及び 4 項に定める場合を除き、職務割当、雇用の形態による育成者の新品種の育成又は発見及び開発に投資した組織又は個人

c) 植物品種保護に係る登録の権利を移転、相続、承継する組織又は個人

3. 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成され、又は発見及び開発された新品種であって、その資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該新品種の登録に係る権利は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。

4. 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成され、又は発見及び開発された新品種であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出される場合、資金総額に対する国家予算の拠出割合に相当する当該新品種の登録に係る権利部分は、自動的にかつ無償で主務官庁に属する。

第 165 条. 植物の新品種に係る権利の代理人

1. ベトナムの組織、ベトナム国民、ベトナムに所在する外国の組織、外国人、又はベトナムにおいて植物品種の事業拠点を有する外国の組織、外国人は、直接又は植物の新品種に係る権利の代理機関を通じて登録出願をすることができる。本法第 157 条に定める他の組織、個人は、植物の新品種に係る権利の代理機関を通じて登録出願を提出するものとする。
2. 次に掲げる条件を満たす機関は、植物の新品種に係る権利の代理機関として当該権利の代理業務を実施することができる。
 - a) ベトナムで適法に設立され、運営されている企業、協同組合、法律事務所、科学技術サービス組織であること。ただし、ベトナムで活動する外国の法律事務所は、当該代理業務を実施してはならない。
 - b) 植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を保有する 1 名以上の個人を有すること
3. 植物の新品種に係る権利の代理業務に係る活動には、新品種に係る権利の確立及び保護を所轄する国家機関からの請求に対する代理対応、権利の確立及び保護に関する手続、及びその他の関連手続に関するコンサルティングを含む。
4. 植物の新品種に係る権利の代理人は、次に掲げる義務を負う。
 - a) 新品種に係る権利の確立及び保護に要する手数料、料金について顧客に通知すること
 - b) 代理する事案に関する情報、資料について秘密を保持すること
 - c) 新品種に係る権利の確立及び保護に係る所管管理機関からの通知書、要請内容を正確かつ十分に通知すること。被代理人に保護証書及びその他の決定書を遅滞なく引き渡すこと
 - d) 被代理人の法的な利及び利益を保護するために、新品種に係る権利の確立、保護に係る所管管理機関の請求に遅滞なく対応すること
 - dd) 新品種に係る権利の確立、保護に係る所管管理機関に対して、被代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更、並びに代理人の氏名、住所及びその他の情報の変更について通知すること
 - e) 植物の新品種に係る権利の代理機関は、その機関の名で行われた代理人の行為について責任を負うものとする
5. 次に掲げる条件を満たした者は、植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を取得することができる。
 - a) ベトナム国籍及び行為能力を有すること
 - b) ベトナムに居住していること
 - c) 大学卒業証明書又同等の学位取得証明書を有すること
 - d) 植物の新品種に係る権利に関する法律業務に 5 年以上従事した経験を有すること、国家若しくは国際工業所有権関連機関で植物の新品種に係る権利の登

録出願に対する審査を5年以上直接担当した経験を有すること、又は所轄機関により承認された植物の新品種に係る権利に関する法務教育コースを修了した者

- dd) 植物の新品種に係る権利の確立、保護を管轄する国家機関に従事する公務員、職員、労働者ではないこと
- e) 所管管理機関により実施された植物の新品種に係る権利の代理業務検定試験に合格していること

7. 政府は、植物の新品種に係る権利に関する法務教育コース、植物の新品種に係る権利の代理業務検定試験、及び植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書の交付について規定する。」

67. 第170条5項の次に6項を加える。

「6. 政府は、植物の新品種に係る保護證書の効力の停止、回復、取り消しについてその詳細を規定する。」

68. 第171条1項a号を改正、補足する。

「a. 出願人が植物の新品種に係る権利保護の登録をする権利を有しない場合。」

69. 第172条2項の次に3項を加える。

「3. 政府は、植物の新品種に係る保護證書の補正、再交付に関する手続についてその詳細を規定する。」

70. 第176条3項d号を改正、補足する。

「d. 出願様式が有効である場合又は出願人が誤りを訂正し若しくは本項b号に定める通知に正当な理由を説明した場合、出願様式の受理を通知する。通知には、出願様式の受理を通知した日から当該品種を初めて栽培する日の30日前までに、見本を技術試験の担当機関に送付し、必要な試験を行うよう出願人に要求する内容を含む。ただし、第178条に従って出願人が自己試験をする場合はこの限りでない。」

71. 第180条2項を改正、補足する。

「2. 出願人が出願を取り下げた時から、当該出願に関連するすべての手続が終了する。」

72. 第183条を改正、補足する。

「第183条. 植物の新品種に係る権利の保護證書の交付

植物の新品種に係る権利の登録出願であって、本法第 182 条に定める登録出願の拒否事由に該当せず、出願人が所定の手数料、料金を納付した場合、国家植物品種権管理庁は、当該植物の新品種に係る保護証書を付与し、これを植物の新品種に係る国家登録簿に記録する。

第 164 条の定めに従って植物の新品種を登録し、国家植物品種権管理庁より保護証書を取得した出願人を、当該の新品種の所有者とする。」

73. 第 189 条 2 項を改正、補足する。

「2. 保護登録された植物の新品種であって、出願者が第 186 条及び第 187 条に定める他人の行為を認識している場合、登録出願の承認が公開された日から、出願人はその者に対して、出願日、登録出願が承認された日を明示して、当該品種を使用する行為の差止請求又は使用の許可を書面により通知することができる。」

74. 第 191 条を改正、補足する。第 4 部第 14 章 2 節の第 191 条の次に第 191a 条、第 191b 条を加える。

「第 191 条. 植物の新品種に係る保護証書の所有者の義務

1. 本条 2 項に該当しない限り、植物の新品種に係る保護証書の所有者は、合意に従い育成者に報酬を支払わなければならない。ただし、合意がない場合はその報酬を次に定めるところに従い確定する。

- a) 生産、営利の目的による植物の新品種の使用実施から得られた税引前利益の 10 パーセント。
- b) 植物の新品種の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の 15 パーセント。
- c) 植物の新品種の使用権を初めて譲渡した場合、受領した税込みの総額の 35 パーセント。この場合、育成者は次回の譲渡の報酬及び本項 a 号及び b 号に定める報酬を得ることはできない。

2. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって完成させた植物の新品種については、保護証書の所有者が次に定めるところに従い育成者に報酬を支払う。

- a) 生産、営利の目的による植物の新品種の使用実施から得られた税引前利益の 10 パーセント以上、最大 15 パーセント。
- b) 植物の新品種の使用権を譲渡した場合、受領した税込みの合計額の 15 パーセント以上、最大 20 パーセント。
- c) 植物の新品種の使用権を初めて譲渡した場合、受領した税込みの総額の 20 パーセント以上かつ最大 35 パーセント。この場合、育成者が次回の譲渡の報酬及び本項 a 号及び b 号に定める報酬を得ることはできない。

3. 植物の新品種の共同創作者がいる場合、本条 1 項及び 2 項に定める金額は、共同創作者の全員に支払われるべき総額であり、共同創作者は報酬を合意に従い分配する。

4. 植物の新品種の育成者に対して報酬を支払う義務は、植物の新品種の保護の全期間に亘り継続する。
5. 初年は保護証書の交付日から3ヶ月以内に、以降は最初の月中に、国家植物品種権管理庁に当該の新品種の保護証書の効力維持に要する料金を納付しなければならない。
6. 国家植物品種権管理庁の要求に従い、保護されている植物の新品種を保管し、当該品種の増殖素材及びその情報を提供すること。保護証書交付時の特性等、当該の植物の新品種の安定性を維持すること。

第 191a 条. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る主務官庁の義務

1. 科学及び技術に関する任務の遂行の終了日から12ヶ月以内に、当該の植物の新品種に係る権利の登録を出願しなければならない。
2. 第191条に従って育成者に報酬の支払いをしなければならない。
3. 国家資本の占める割合が3割以下の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、当該国家資本の割合に相当する植物の新品種の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から育成者の報酬を控除した残りの金額は、主務官庁の財政管理規則に基づき使用する。
4. 国家資本の占める割合が3割超の科学及び技術に関する任務の遂行の場合、植物の新品種の使用実施、使用権の譲渡、出資によって得られた税引き後の利益から育成者の報酬を控除した残りの金額は、次に定めるところにより分配する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金のすべてが国家予算から拠出される場合、当該残額の50パーセント以上は科学及び技術の活動に投資されるものとし、その残りは、主務官庁の財政管理規則に従って使用する。
 - b) 科学及び技術に関する任務の遂行のための資金が複数の資金源から拠出される場合、当該残額は各拠出割合によって分配する。国家予算の拠出割合に相当する利益部分は、主務官庁の財政管理規則に従い使用する。
5. 第164条3項及び4項により植物の新品種の保護証書を取得した主務官庁は、法律の定めるところにより植物の新品種に係る権利の行使、保護措置の実施を行い、当該権利行使、措置の実施及び利益分配について、科学及び技術に関する任務の遂行を管轄する機関に年次報告書を提出する義務を負う。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 191b 条. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に係る国家の義務

1. 国家の代表者は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種を登録する権利の、希望する組織又は個人への譲渡について90日以内にその情報を公開する。
 - a) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、本法第191a条1項に定め

る義務を履行しなかった場合。

- b) 科学及び技術に関する任務の遂行の担当組織が、登録の希望がない旨を国家の代表者に通知した場合。

2. 本条1項の定めに従って希望する組織又は個人に登録権を譲渡することができない場合、国家の代表者は、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の内容を、当該科学及び技術に関する任務遂行の担当組織の電子ポータルサイト又はホームページに公開する。

3. 国家機関は、次に掲げる場合において、国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の使用権を独占する者の承諾を得ずに、他の組織又は個人にその使用権を与えることができる。

- a) 国家資本の占める割合が3割超の科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種の使用を独占する者が、相当期間を著しく経過したにも拘わらず、当該植物の新品種の使用を実施するための効果的な措置を講じない場合。
- b) 公益、非営利の目的、国防、治安、国民の健康などの目的、その他の社会的な要請に応じる目的で、使用が必要とされる場合。

4. 本条3項の定めに従って国家機関が他の組織又は個人に植物の新品種の使用権を与える場合、その使用権を独占する者に支払うべき補償金については、次に定めるところによる。

- a) 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種であって、その資金のすべてが国家予算から拠出されている場合、補償金を支払ってはならない。
- b) 科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種であって、その資金が国家予算を含む複数の資金源から拠出されている場合、投資総額に対して使用された国家予算が占める割合に相当する部分は無償で使用を実施することができるが、残りの割合に相当する部分に対しては、相当の補償金を支払わなければならない。使用権を独占する者に支払うべき補償金は、本法第195条3項d号によって計算されるものとする。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。」

75. 第194条4項を改正、補足する。同項の次に5項を加える。

「4. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって育成し、又は発見及び完成させた植物の新品種に対する権利は、ベトナム法により設立された組織又はベトナム在住のベトナム人に対してのみ譲渡されるものとする。当該譲受人の義務については、本法の主務官庁の義務に関する規定を準用する。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。」

76. 第 198 条を改正、補足する。

- a) 同条 1 項 a 号及び b 号を改正、補足する。

「a. 知的財産権の侵害行為を終了させるために、権利を保護する技術手段の実施、権利管理情報の提示その他の技術手段の実施をすること。

b. 知的財産権を侵害する組織又は個人に対して当該行為の終了、電気通信ネットワーク及びインターネットでの侵害内容の削除、謝罪、公的な是正し、及び損害に対する補償を請求すること。」

- b) 同条 1 項の次に 1a 項を加える。同条 2 項及び 3 項を改正、補足する。

「1a. 知的財産権者は、自らの権利を保護するために、本条 1 項に定める措置の適用を他の組織又は個人に委任することができる。

2. 知的所有権の侵害行為により生じた損害を被った組織及び個人、又は消費者若しくは社会に損害を生じさせる知的所有権の侵害行為を発見した組織及び個人は、国家管理当局に対して、本法及び他の関係法令の定めに従い当該侵害行為を取り扱うよう請求することができる。

著作権、実演者の権利を相続により承継した者は、国家管理当局に対して、本法第 19 条 4 項及び第 29 条 2 項 b 号に定める権利の侵害行為を取り扱うよう請求することができる。

3. 不正競争行為により生じた損害を被った又は被るおそれがある組織及び個人は、国家管理当局に対して、第 202 条の定めを適用するよう請求することができる。」

77. 第 198 条の次に第 198a 条及び第 198b 条を加える。

「第 198a 条. 著作権及び隣接権の推定

著作権及び隣接権に関する民事訴訟手続、行政訴訟手続及び刑事訴訟手続において、反証がない限り、著作権及び隣接権は、以下のように推定されるものとする。

1. 著作者、実演者、録音、録画製作者、放送機関、映画製作者、出版者としてその名称を一般的に表示される組織、個人は、当該著作物、実演、録音、録画、放送番組の著作者と推定される。

2. 本条 1 項に定める名称の一般的表示とは、著作物の原作品、最初に固定された実演、録音、録画、放送番組及び関連書類 (もしあれば) 又はその原作品がもはや存在しない場合は適法に公開された当該複製物において名称を表示することをいう。

3. 本条 1 項に定める個人及び組織は、著作権及び隣接権を行使することができる。

第 198b 条. 通信事業者の著作権及び隣接権に関する法的責任

1. 通信事業者とは、電気通信ネットワーク及びインターネットに電子情報を掲載し、公衆がそのネットワークで電子情報を利用することができるように、設備及び

データ通信回線を提供する者である。

2. 通信事業者は、技術手段を実施し、電気通信ネットワーク及びインターネット上の著作権及び隣接権を保護する措置を講じる所管管理機関と協力しなければならない。

3. 通信事業者は、次に掲げる場合において、自らのサービス提供及び利用に関して、電気通信ネットワーク及びインターネット上で著作権、隣接権を侵害する行為について責任を免除されるものとする。

- a) 電子情報の通信のみを実施し、又は一定の電子情報にアクセスするルートのみを提供する場合。
- b) 情報通信中にキャッシュサーバーで情報を蓄積するにあたり、情報通信の中継及び通信の効果を向上させる目的で自動的かつ暫定的に保存する場合。また、次に掲げる条件も適用されるものとする。
 - i. 技術的な理由で必要とされる場合のみに情報を変更すること。
 - ii. 電子情報の伝達及び利用に関する法令を遵守すること。
 - iii. 当該業界における周知の方式での電子情報の更新に関する法令を遵守すること。
 - iv. 一定の電子情報の利用に関するデータを収集するために、周知かつ一般的に用いられる技術を適法に利用することは妨げられない。
 - v. 一定の電子情報とその送信元で削除されたこと、又は送信元から当該情報にアクセスするルートが削除されたことを認識する場合に、当該の電子情報へのアクセス権を無効にすること。
- c) サービス利用者の請求によってその者の電子情報を保存する場合、その情報が著作権又は隣接権を侵害することを知らず、知って以降、遅滞なくその情報を削除したこと、又はアクセス権を無効にした場合。
- d) 政府が定める他の場合。

4. 本条3項により法的責任を免除される場合、通信事業者は、自己監査の措置又は自発的に侵害行為を証明する証拠の探索を要しない。

5. 本条に定める電子情報とは、本法によって保護されているデジタル化された著作物及び隣接権の対象物を指す。

6. 政府は、本条の詳細を規定する。」

78. 第201条を改正、補足する。

a) 同条1項を改正、補足する。同条1項の次に1a項を加える。同条2項を改正、補足する。同条2項の次に2a項を加える。

「1. 知的財産に係る鑑定とは、本条2項及び3項に定める組織又は個人が専門知識、実務経験により知的財産に関する内容を判断し、決定することをいう。知

的財産に係る司法鑑定は、司法鑑定に関する法令に従って行われるものとする。

1a. 知的財産に係る鑑定は、次に掲げる活動を含む。

- a. 著作権及び隣接権の鑑定。
- b. 工業所有権の鑑定。
- c. 植物の新品種に関する権利の鑑定。

2. 本条 2a 項に該当しない限り、知的財産に係る鑑定士資格証明書を取得した 1 名以上を有する合法的に設立・運営された企業、協同組合及び法律事務所は、知的財産に係る鑑定を実施することができる。

2a. ベトナムで活動する外国の法律事務所は、知的財産に係る鑑定を実施することができない。」

b) 同条 4 項及び 5 項を改正、補足する。

「4. 鑑定実施の原則は、以下の事項を含む。

- a. 法律を遵守し、鑑定手続を厳守すること。
- b. 正直さ、正確さ、客観性、公平性、迅速性。
- c. 要求された範囲内の問題についてのみ、専門的結論を出すこと。
- d. 鑑定結論の内容に関して責任を負うこと。
- dd. 鑑定費用は、鑑定申請者と鑑定士、鑑定組織との間の合意により計算されること。

5. 鑑定結論書は、事件の処理にあたり証拠の情報源とされる。鑑定結論の内容は、知的財産権の侵害行為及びその事件に関する最終結論とされない。」

79. 第 212 条、第 213 条及び第 214 条を改正、補足する。

「第 212 条. 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人及び法人は、刑事罰を科されるものとする。

第 213 条. 知的所有権の偽造商品

1. 本法の定める知的所有権の偽造商品は、本条 2 項、3 項及び 4 項に定める偽造標章商品及び偽造地理的表示商品、並びに著作権違反の複製物を含む。

2. 偽造標章商品とは、標章の所有者の承諾を得ずに、当該商品に係る保護された標章と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識、シール、ラベルを付した商品又はその包装である。

3. 偽造地理的表示商品とは、本法第 121 条 4 項又は当該地理的表示の原産地国の法令によって地理的表示を使用実施をする権利を有しない者が、商品又はその包装において当該商品に係る保護された地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標識若しくは

シール、ラベルを付したものをいう。

4. 著作権違反の複製物とは、著作権所有者又は隣接権所有者の承諾を得ずに創作された複製物である。

第 214 条. 行政違反処罰及び矯正措置

1. 第 211 条 1 項に定める知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、行政違反処分に関する法律により行政違反処罰及び矯正措置に処せられる。

2. 行政違反処分に関する法律による行政違反処罰及び矯正措置のほか、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、非商業的目的で知的所有権侵害品、当該商品の原材料及び生産、取引に用いられた用具を強制的に頒布し、使用をさせることを内容とする矯正措置に処せられる。ただし、当該強制頒布又は強制使用は、知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。

3. 知的所有権の侵害行為に対する罰金及び処罰の権限は、行政違反処分に関する法律に従って行われる。」

80. 第 216 条を改正、補足する。

a) 同条 2 項を改正、補足する。

「2. 知的所有権侵害の疑いのある商品に係る税関手続の停止は、次に掲げる場合において、実施されるものとする。

a) 知的財産権者の請求によって、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として講じられる措置であり、知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、又は行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである場合。

b) 税関は、税関検査時に知的所有権侵害の疑いのある輸出入商品を発見した場合、職権で税関手続を停止することができる。」

b) 同条 4 項の次に 5 項を加える。

「5. 政府は、本条 2 項 b 号の詳細を規定する。」

81. 第 218 条 3 項の次に 4 項を加える。

「4. 税関が職権で税関手続を停止する場合、知的財産権者が民事訴訟を提起せず、税関も行政違反処分に関する法律に定める手続によってその事件を受理しない場合、当該商品の手続を引き続き行わなければならない。」

82. 次に掲げる条文の用語、文句を改正、削除する。

a) 第 14 条 1 項における「ファインアート」を「美術の著作物」に改める。

b) 第 16 条 2 項における「実演」を「隣接権」に改める。同条 2 項における「1 項」

の箇所を削除する。

- c) 第 60 条 3 項、第 65 条 4 項及び第 71 条 2 項における「第 86 条」を「第 86 条、第 86a 条」に改める。
- d) 第 94 条 1 項における「効力維持の料金」を「効力維持の手数料、料金」に改める。
- dd) 第 94 条 2 項における「効力更新の料金」を「効力更新の手数料、料金」に改める。
- e) 第 94 条 3 項における「手数料」を「手数料、料金」に改める。
- g) 第 108 条 1 項における「出願料」を「手数料、料金」に改める。
- h) 第 151 条 1 項 a 号における「実施」を「保護」に改める。
- i) 第 151 条 1 項 c 号における「実施」を「保護」に改める。
- k) 第 159 条及び第 169 条 2 項における「ぶどう」を「つる性の樹木」に改める。
- l) 第 176 条 3 項 a 号における「b 号及び」を削除する。
- m) 第 185 条 2 項における「1 項 a 号」を削除する。
- n) 第 203 条 1 項における「第 79 条」を削除する。
- o) 第 209 条 1 項における「第 122 条 1 項に定める」を削除する。
- p) 第 210 条における「第 1 部の第 8 章における」を削除する。
- q) 第 216 条 4 項及び第 219 条における「及び第 215 条」を削除する。

83. 第 4 条 19 項、第 5 条、第 51 条 3 項、第 117 条 4 項、第 176 条 2 項 b 号及び第 215 条を削除する。

第 2 条. その他の関連法令の諸条項の改正及び補足

- 1. 法律第 71/2014/QH13 号及び第 35/2018/QH14 号によって諸条項を改正、補足した税関法第 54/2014/QH13 号の条項を改正、補足する。
 - a) 第 3 章第 8 節の標題を改める。

「第 8 節

知的財産権に係る輸出入商品の検査、監査及び税関手続の停止」

- b) 第 73 条 2 項を改正、補足する。

「2. 税関は、知的財産権者又はその者の代理人の請求によって、申立書、知的財産所有権を証明する証拠、それを害する行為に関する証拠及び不正な税関手続停止請求により発生する損害及び費用を賠償するための担保財産として金融機関に一定の金額を預け入れたことを証明する書面、金融機関の保証状を参酌した上で、当該の請求を承認する。税関が、税関検査実施時に、知的所有権侵害の疑い

のある輸出入商品を発見した場合、職権で税関手続を停止することができる。」

2. 第 28/2018/QH14 号によって諸条項を改正、補足した科学技術法第 29/2013/QH13 号の条項を改正、補足する。

- a) 第 41 条を改正、補足する。

「第 41 条. 科学技術開発の研究の成果物の所有権及びその使用权

1. 科学技術開発の研究を実施するために、資金並びに物質的及び技術的設備を投資した組織及び個人は、当該科学技術開発の研究の成果物の所有者である。ただし、科学技術開発の研究に関する契約に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2. 国家予算により創作された科学技術開発の研究の成果物に対する国家所有権の代理人を、次のとおり定める。

- a. 科学技術大臣は、国家レベルの科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された成果物の国家所有権の代理人とする。
- b. 他の大臣、省同格機関の長官、政府所属機関の長官、他の中央国家機関の長官、省級の人民委員長は、省級及び所管する地方級の科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された成果物の国家所有権の代理人とする。
- c. 本項 a 号及び b 号に定めるもののほか、その他の機関、組織の長官は、承認した科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された成果物の国家所有権の代理人とする。

3. 本条 2 項に定める国家所有権の代理人は、政府の定める規定に基づいて、国家予算により創作された科学技術開発の研究の成果物に対する所有権又は使用权の全部又はその一部を、当該の科学及び技術に関する任務を担当する機関又は当該成果物の使用を希望する他の組織、個人に譲渡することができる。ただし、本条 4 項に定める場合は、この限りでない。

4. 国家予算により創作された科学技術開発の研究の成果物であって、一定の発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種である場合、登記をする権利は主務官庁に自動的かつ無償で与えられ、又は知的財産法によって他の組織若しくは個人に与えられるものとする。保護証書を取得した時より、主務官庁は、当該の発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種の所有者になる。

5. 政府は、本条に定める科学技術開発の研究の成果物の所有権及び使用权についてその詳細を規定する。」

- b) 第 43 条を改正、補足する。

「第 43 条. 国家予算により創作された科学技術開発の研究の成果物の使用、その使用权の譲渡、譲渡、出資によって得た収入の分配

1. 国家予算により創作された科学技術開発の研究の成果物の使用、その使用权の譲渡、譲渡、出資によって得た収入は、その 30 パーセント以上が創作者に支

払われる。本条 2 項に該当しない限り、その残額は、政府の定める規定によって所有者、主務官庁、仲介業者に分配されるものとする。

2. 国家予算による科学技術開発の研究から創作された発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種であつて、当該知的財産権が保護されている場合、その使用、使用権の譲渡、譲渡、出資によって得た収入の分配は、知的財産法によって行うものとする。」

3. 法律第 64/2020/QH14 号によって諸条項を改正、補足した国有財産の管理及び使用に係る法律第 15/2017/QH14 号の条項を改正、補足する。

「a. 科学技術開発の研究の成果を発揮し、又はその成果物を営利の目的で使用するための当該成果物の使用権又は所有権は、任務遂行の主務官庁に与えられるものとする。ただし、当該科学技術開発の研究の成果物が発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種である場合は、その権利は知的財産法に従って付与されるものとする。」

4. 法律第 61/2014/QH13 号及び法律第 64/2020/QH14 号によって諸条項を改正、補足した価格法第 11/2012/QH13 号の条項を改正、補足する。

- a) 第 19 条 1 項 c 号の次に d 号を加える。

「d. 知的財産法に定める著作権、隣接権の制限の場合に該当する著作物、録音、録画。」

- b) 第 19 条 3 項 c 号を改正、補足する。

「c. 国家は、次に掲げるものの価格帯及び具体的な価格を定めるものとする。

- 土地、水域、地下水、全人民所有に属し、国家が代表所有者として管理する森及び生活用水。
- 国家予算により建設された公営住宅、公務員住宅の賃料、割賦の価格、国有の住宅の販売価格又はその賃料。
- 国立医療施設、国立教育施設における診断、治療などの医療サービス及び教育サービスに要する料金。
- 知的財産法に定める著作権又は隣接権の制限の場合に該当する著作物又は録音、録画を使用するにあたり支払うべきロイヤルティ。」

- c) 第 22 条 1 項 c 号の次に d 号を加える。

「d. 知的財産法に定める著作権又は隣接権の制限の場合に該当する著作物又は録音、録画を使用するにあたり支払うべきロイヤルティの価格帯及び具体的な価格。」

第 3 条. 効力

1. 本法は、2023 年 1 月 1 日から施行する。ただし、本条 2 項及び 3 項に定める場合は、この限りでない。

2. 音響の標章の保護に関する規定は、2022年1月14日から施行する。
3. 農業用化学製品の実験データの保護に関する規定は、2024年1月14日から施行する。

第4条. 経過規定

1. 本法の施行日の前に、保護されている著作権、隣接権は、保護期間が満了しない限り、本法に定める規定によって引き続き保護されるものとする。
2. 本法の施行日の前に、所管管理機関に提出された著作権、隣接権の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。
3. 本法の施行日の前に、国家工業所有権庁に提出された発明、工業意匠、商標、地理的表示の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。ただし、次に定める場合は、この限りでない。
 - a) 本法第1項1項b号によって改正、補足された知的財産法の第4条13項は、2020年8月1日以降に工業意匠の登録出願を提出し、本法の施行日時点で保護証書及び拒否通知がない場合に対して適用されるものとする。
 - b) 本法第1項22項b号及びc号、35項及び第42条b号によって改正、補足された知的財産法の第74条2項e号及びh号、第106条1項e号、第117条3項b号は、この法律の施行日に保護証書及び拒否通知がない工業所有権の登録出願に対して適用されるものとする。
 - c) 本法の施行日に保護証書及び拒否通知がない発明の登録出願であって、当該発明に係る安全保障に関する管理措置の実施は、本法の第1項27項によって改正、補足された第89a条によるものとする。
 - d) 本法の第1条43項によって改正、補足された第118条は、本法の施行日に査定結果通知がない工業所有権の登録出願に対して適用されるものとする。
4. 国家予算による科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明、工業意匠、回路配置、植物の新品種に関する、本法の第1条25項、52項、53項、54項、55項、66項、74項及び75項によって改正、補足された知的財産法第86条、第86a条、第133a条、第135条、第136a条、第139条、第164条、第191条、第191a条、第191b条及び第194条は、本法の施行日以降に指定される科学及び技術に関する任務に対して適用されるものとする。
5. 複合製品の組立部品である工業意匠であって、2020年8月1日より前に登録出願を行い保護証書を取得した場合、当該工業意匠に関する権利義務は、本法の施行日前に効力を有する法令によるものとする。

保護証書の効力の取消事由については、当該保護証書を決定するときに適用されていた法令によってされるものとする。
6. 本法の施行日前に工業所有権代理の資格証明書を取得した者は、引き続きその業務を実施することができる。本法の施行日前に所管管理機関により開催された工業所有権代理の業務検定試験を合格した者は、法律第36/2009/QH12号及び法律第42

/2019/QH14 号により一部の改正及び補足がされた知的財産法第 50/2005/QH11 号によって工業所有権代理の資格証明書を交付されるものとする。

7. 本法の施行日前に、所管管理機関に提出された植物の新品種に係る権利の登録出願は、出願日に効力を有する法律によって引き続き処理されるものとする。本法の施行日前に植物の新品種に係る権利の代理業務に関する資格証明書を取得した者は、引き続きその業務を実施することができる。
8. 本法の施行日前に知的財産権に係る訴えの提訴が所管機関によって受理されたものの、最終決定がされていない場合、法律第 36/2009/QH12 号及び法律第 42 /2019/QH14 号により一部の改正及び補足がされた知的財産法第 50/2005/QH11 号によってその解決を行うものとする。

本法は、2022 年 6 月 16 日にベトナム社会主義共和国第 15 期国会第 3 回会議で承認された。

国会議長

(署名捺印)

ヴォン・ディン・フェ